

大田区一般廃棄物処理基本計画

【令和8年度～令和17年度】



令和8年3月

大田区

はじめに

未来の子どもたちに、より良い地球環境のバトンをつないでいくためには、持続可能な循環型社会を実現することが不可欠であり、これは現代を生きる私たちに課された大きな使命です。本区は、SDGs未来都市として、また、2050年『ゼロカーボンシティ特別区』を宣言した特別区の一員として、この使命をしっかりと果たしてまいります。

区内で発生したごみの多くは、清掃工場などの施設で焼却等の処理をしたうえで、東京港にある中央防波堤埋立処分場に埋め立てられます。現在はまだ、受け入れる場所がありますが、いずれ満杯となれば、23区のごみを埋立処分する場所が無くなってしまいます。そのため、今のうちから少しずつでも、ごみを減らしていくことが大切です。

そのためには、私たち一人ひとりが、日頃からどれだけのモノを消費し、廃棄しているかを知り、考え、行動を変えていくことが求められます。前回の計画期間中には、多くの区民の皆様のご理解とご協力により、ごみの量が大きく減少し、目標を前倒しで達成することができました。これは、一人ひとりの行動の積み重ねが、大きな力になるということが証明された結果であると思っています。

今回の計画では、向こう10年間でさらに大幅に、ごみの量を減らすことを目標に掲げました。これは、かなり高い目標ではありますが、区民・事業者等の皆様が一丸となって、ごみの発生や資源の消費を減らす「リデュース」や、ごみにせず繰り返し使う「リユース」を実践していただくことで、必ず達成できるものと確信しています。本計画では、区民の皆様に知っていただきたい具体的な行動例などもお示ししていますので、引き続き「オールおおた」でごみの減量にご協力をいただけますと幸いです。

ごみは、私たちが生活するうえで、切っても切り離せないものです。「分ければ資源、まぜればごみ」を合言葉に、皆様とともに持続可能な循環型社会を創り上げてまいります。

結びに、計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。



令和8年3月
大田区長

鈴木晶雅

※表紙の写真は一部加工しています。

目次

第1章	計画策定について	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	3
3	前計画の達成状況	5
4	計画期間	6
5	計画の対象となる廃棄物	7
第2章	現状と課題	8
1	ごみと資源の処理体制	8
2	地域特性からの課題	9
3	資源循環・ごみ処理事業の課題	14
第3章	基本理念・基本方針	23
1	基本理念	23
2	基本方針	23
第4章	計画指標と目標値	25
1	計画指標	25
2	人口推計を基に算出したごみ・資源の量	25
3	数値目標	26
4	目標達成後のごみ・資源量	28
5	P D C Aサイクルによる進捗管理	28
6	区民・事業者等の皆様の役割と行動	29
第5章	具体的な施策	32
1	3 R + Renewable の推進	34
2	適正処理の推進	39
3	協働の推進	44
4	共通施策	47
第6章	生活排水処理基本計画	49
1	現状	49
2	基本方針	50
3	施策	50

1 計画策定の背景

大田区では、平成28年3月に策定し、令和2年3月に中間見直しを行った「大田区一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」といいます。）に基づいて、ごみのない持続可能な循環型社会の形成のために様々な施策を実施してきました。その結果、区収集ごみ（※）量は、平成28年度の132,431tから、令和6年度には119,304tに減少しています（8年間で13,127t、約9.9%の減少）。

一方で、気候変動や生物多様性の損失に代表される地球規模の環境問題など、近年、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、これに対応するため、国内外で新たな目標や計画が設定されています。

※区収集ごみとは、集積所に排出されたごみで、家庭から排出される「家庭ごみ」と小規模事業所から排出される「事業系ごみ」があります。

(1) 国際的な動向

「持続可能な開発目標（SDGs）（※）報告2024」では、目標12「つくる責任つかう責任」について「世界ではまだ食べられる食料が毎日10億食分廃棄され、その一方で何億もの人々が飢餓に直面したままに」としています。また、目標13「気候変動に具体的な対策を」について「2023年は観測史上最も暑い年に」としています。そして「軌道に乗っているターゲットは5分の1に満たず、世界はSDGsの約束を果たせなくなりつつある」と報告されています。

※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

(2) 国の動向

国においては、「第六次環境基本計画」（令和6年5月閣議決定）が策定され、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的としました。環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）をめざすとされています。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも資することとしています。循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の

多様な主体が、互いに連携・協働して取り組む必要があるとし、地方公共団体には地域のコーディネーター役として、地域の資源循環システムを構築する役割を求めています。

「食品ロス(※)の削減の推進に関する基本的な方針(第2次)」(令和7年3月閣議決定)では、2000年度比で2030年度までに半減という目標について、すでに達成した事業系については60%減という新目標を設定し、家庭系については早期達成をめざすとしています。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標は継続して取り組むとしています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和4年4月施行)では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年12月施行)の対象ではなかったプラスチック製容器包装以外の製品プラスチックについても、リサイクルを可能とする仕組みとなりました。

※食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のことです。食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費、廃棄等の各段階において発生します。食品ロス削減は、単に「まだ食べられるのにもったいない」だけでなく、ごみ量の削減や廃棄物処理に伴う温室効果ガス発生抑制など多くの課題解決につながります。

(3) 東京都の動向

東京都においては、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(令和8年3月策定予定)で、「1. 資源ロス削減と循環利用の強化・徹底」「2. 持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速」「3. 社会課題に対応した強靱で安定的な廃棄物処理システムの確保」の3つの柱を掲げ、2035年(令和17年)に向けて、「資源の大消費地である東京の責務として、CO₂排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していく」としています。

また、「ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ」(令和7年3月策定)では、2030年カーボンハーフとその先の未来を見据え、2035年(令和17年)までに温室効果ガス排出量を60%以上削減する新たな目標と、その達成に向けた31の個別目標を設定し、実効性ある施策を推進しています。

さらに、プラスチック分別回収を促進するため、プラスチック製容器包装や製品プラスチックの分別回収を実施している都内区市町村に対する経費の一部の補助や、近年、急増するリチウムイオン電池に起因する火災事故への対策として、「リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ!」プロジェクトを実施しています。

(4) 大田区の実践

大田区を含む特別区長会は、令和5年10月に、「2050年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言」を行いました。各区が地域特性に応じた地球温暖化対策を実施することに加え、23区が連携し、相乗効果を最大限に引き出すことで、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる「ゼロカーボンシティ特別区」の実現をめざし、取組を加速させることとしています。

「大田区基本計画」（令和7年3月策定）では、施策3-2「持続可能な循環型社会の構築」の中で「3R+Renewable（※1）の推進」を施策の方向性と定め、区民1人1日あたりのごみと資源の総量を令和5年度の585gから令和14年度には524gにすることを目標にしています。

「第2次大田区環境基本計画」（令和7年3月策定）では、「目標達成のための取組」として日常の活動シーンごとに施策（取組の方向性）を「くらす・はたらく」「はこぶ」「ともにいきる」「つくる・つかう・すてる」「そなえる」の5つに分類しています。そのなかで、「つくる・つかう・すてる」において、3つの施策「ごみを排出しないライフスタイルへの転換」「資源の再生利用の推進」「食品ロス削減の推進」を掲げています。

具体的な取組としては、不燃ごみや粗大ごみからのピックアップ回収（※2）による資源化の強化や、古着の拠点回収（※3）のほか、令和7年4月からプラスチック分別回収を区内全域で開始するなど、積極的なごみ減量施策を展開しています。

※1 Renewableとは、再生可能な資源に替えること。例えば、プラスチック製の袋や容器を、植物由来の素材で微生物により分解される性質も持つバイオマスプラスチック製に替えることなどを指します。

※2 ピックアップ回収とは、集積所などに出された不燃ごみ、粗大ごみから資源を選別し、選別された資源を資源化施設に持ち込みリサイクルする仕組みです。

※3 拠点回収とは、公共施設などに回収拠点を設け、資源を回収する仕組みです。

2 計画の位置付け

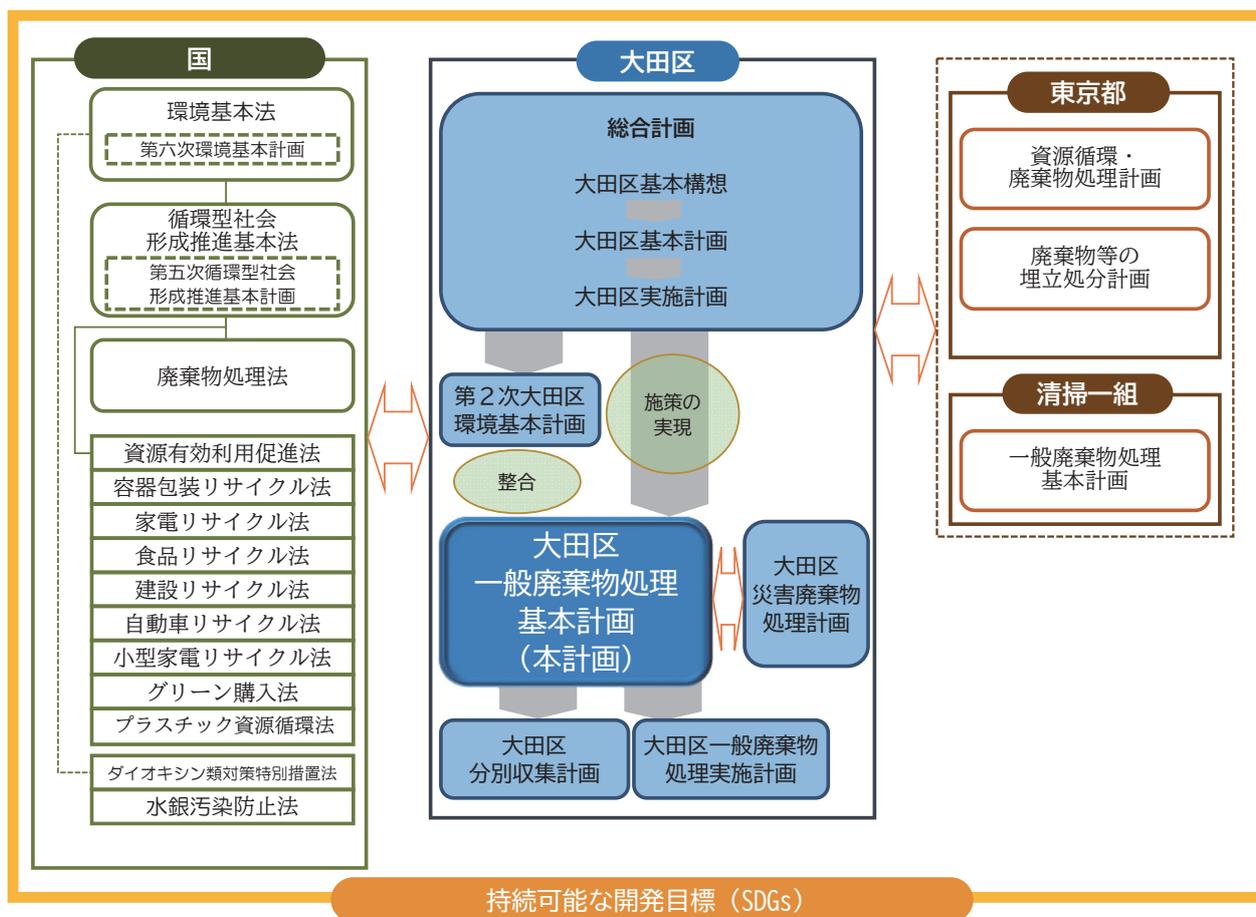
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和46年9月施行）（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項では、区市町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。国の「第六次環境基本計画」「第五次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法を中心とした各種法規制、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」といいます。）（※1）の「一般廃棄物処理基本計画」などとの整合を図り策定しています。

区はSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、令和5年5月に内閣府から「SDGs未来都市」（※2）に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行

う「自治体SDGsモデル事業」(※3)にも選定されました。本計画を着実に推進することにより、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざします。「第5章 具体的な施策」及び「第6章 生活排水処理基本計画」において、関連するゴールのアイコンを示しています。

- ※1 東京二十三区清掃一部事務組合とは、23区がごみの中間処理(焼却や破砕)を行うために、共同で設置した特別地方公共団体で、清掃工場などの中間処理施設の運営・管理を行っています。
- ※2 SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定される内閣府の制度。
- ※3 自治体SDGsモデル事業とは、SDGs未来都市の中で実施予定の先導的な取組として選定されるもので、地方公共団体によるSDGsの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業。またSDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業のこと。

図表1-1 計画の位置付け



3 前計画の達成状況

前計画では、「計画指標1 区民1人1日あたりのごみ(※)と資源の総量(g/人日)」「計画指標2 区民1人1日あたりのごみ量(※)(g/人日)」を計画指標として目標値を設定し、進捗状況を管理しています。

令和6年度の実績値は、計画指標1が569g/人日(目標値は612g/人日)、計画指標2が442g/人日(目標値は475g/人日)となり、いずれも令和7年度の目標値を前倒しで達成しています。

図表1-2 前計画の目標値と実績値

	区民1人1日あたりの量(g/人日)			評価
	令和7年度 目標値(A)	令和6年度 実績値(B)	比較(B-A)	
計画指標1 区民1人1日あたりのごみ(※)と資源の総量	608	569	▲ 39	達成

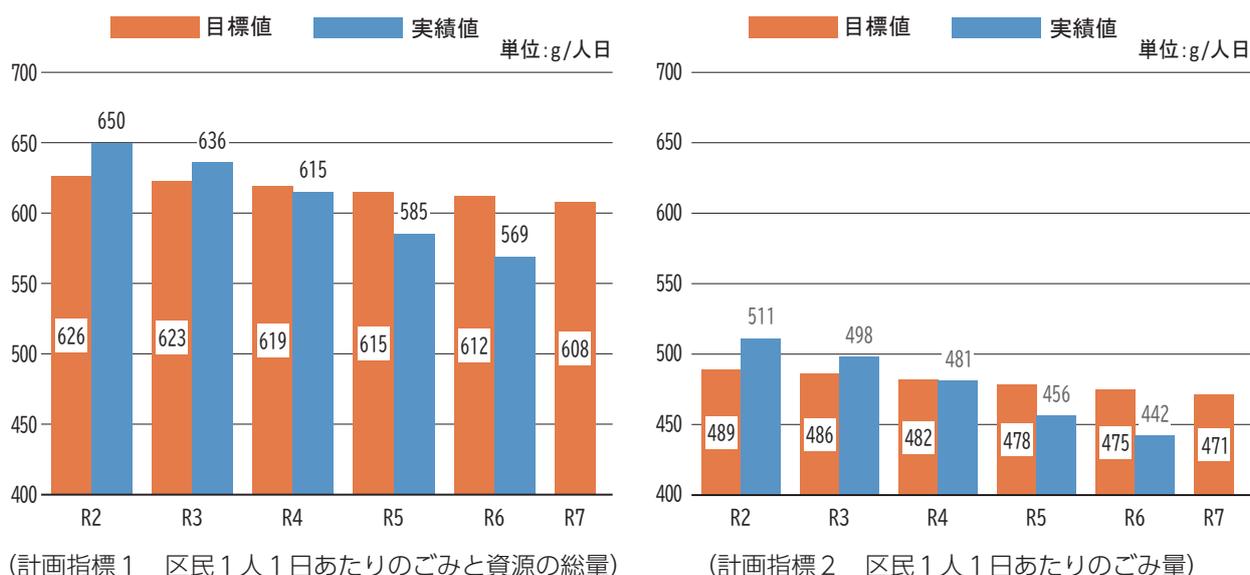


資源量を除く

計画指標2 区民1人1日あたりのごみ量(※)	471	442	▲ 29	達成
---------------------------	-----	-----	------	----

※区収集ごみの量です。

図表1-3 前計画の達成状況



計画指標が達成された要因は、第一に、区民・事業者等の皆様によるごみ・資源の減量へのご協力によるものです。

その他の要因としては、ごみ・資源の質の変化が考えられます。本区が令和5年度に実施した家庭ごみの組成分析調査では、可燃ごみに含まれる生ごみの割合は、平成27年度の39.5%から27.8%へと、11.7ポイント減少しています。一方で、可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は、14.4%から17.7%へと、3.3ポイント増加しています。ライフスタイルの変化により、店舗等で購入した調理済みの食品を家などで食べる中食が増加し、その結果、調理くずが減少したことが要因の一つとして考えられます。資源量については、紙媒体の新聞や雑誌の購読数が減少し、飲料容器の軽量化が進むなど、資源の発生量が減少しているものと考えられます。

また、前計画の期間中に区が実施したごみ減量に向けた主な取組は以下のとおりです。

- 平成28年度 不燃ごみからのピックアップ回収（小型家電、金属、乾電池、陶器など）による資源化を開始
- 平成29年度 「資源とごみの分け方出し方」等に関するアプリを導入
- 平成31年度 古着の行政回収モデル事業を開始
- 令和4年11月 プラスチック分別回収を一部地域で開始
- 令和5年10月 プラスチック分別回収の範囲を区内1/3の地域へ拡大
- 令和7年 4月 プラスチック分別回収を区内全域へ拡大

4 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、令和12年度に中間見直しを行います。

図表1-4 計画期間

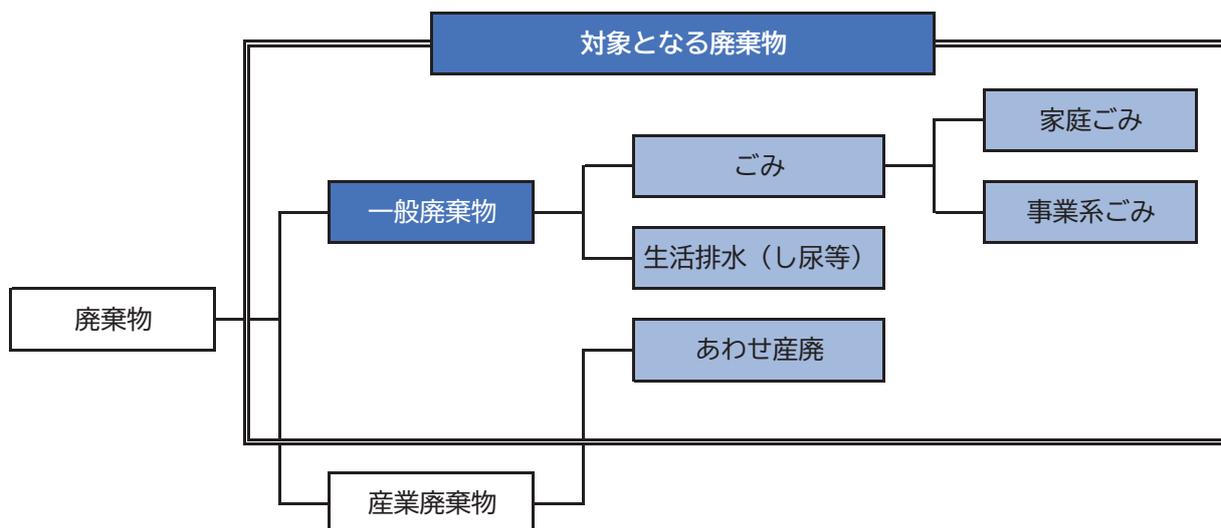


5 計画の対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物として一般廃棄物と産業廃棄物が規定されています。本計画は、このうちの全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）及びあわせ産廃（※）を対象とするものです。一般廃棄物のうち事業系ごみについては事業者自らが処理を行うことを原則としています（廃棄物処理法第3条）。

※あわせ産廃とは、区市町村が必要性を認めた場合に、一般廃棄物とあわせて処理することが認められている産業廃棄物をいいます。本区では、小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど6種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理しています（平成13年8月30日付け清り発第144号「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の取扱要綱」参照）。

図表1-5 計画の対象となる廃棄物



第2章 現状と課題

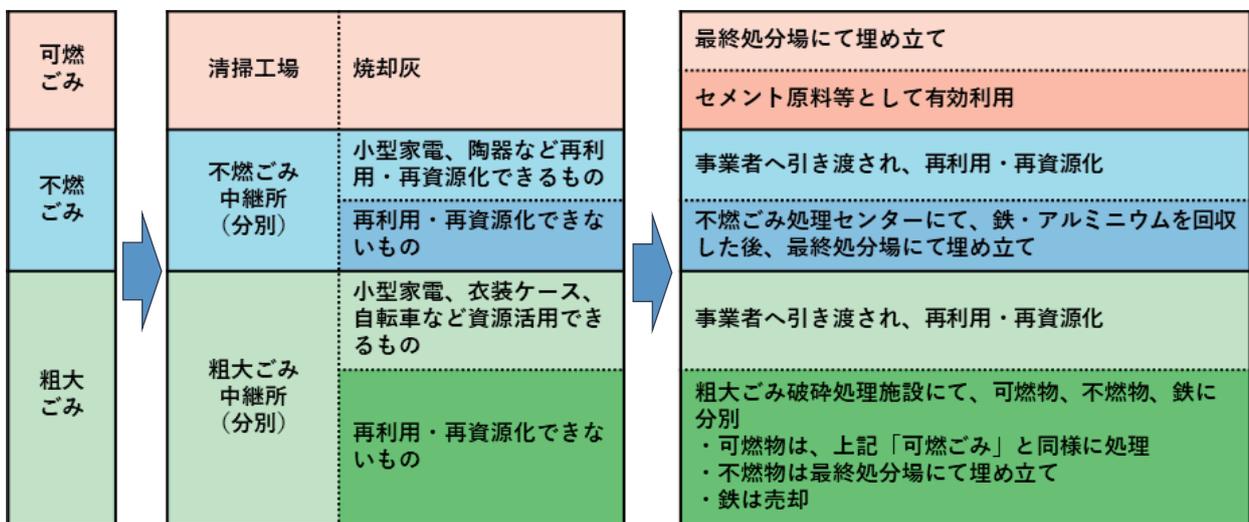
1 ごみと資源の処理体制

本区ではごみと資源について、下表のとおり収集をしています。令和8年度以降も引き続き現行の流れで収集を行います。適正かつ効率的な収集及びリサイクル強化の観点から、必要に応じて排出方法の見直しを実施します。

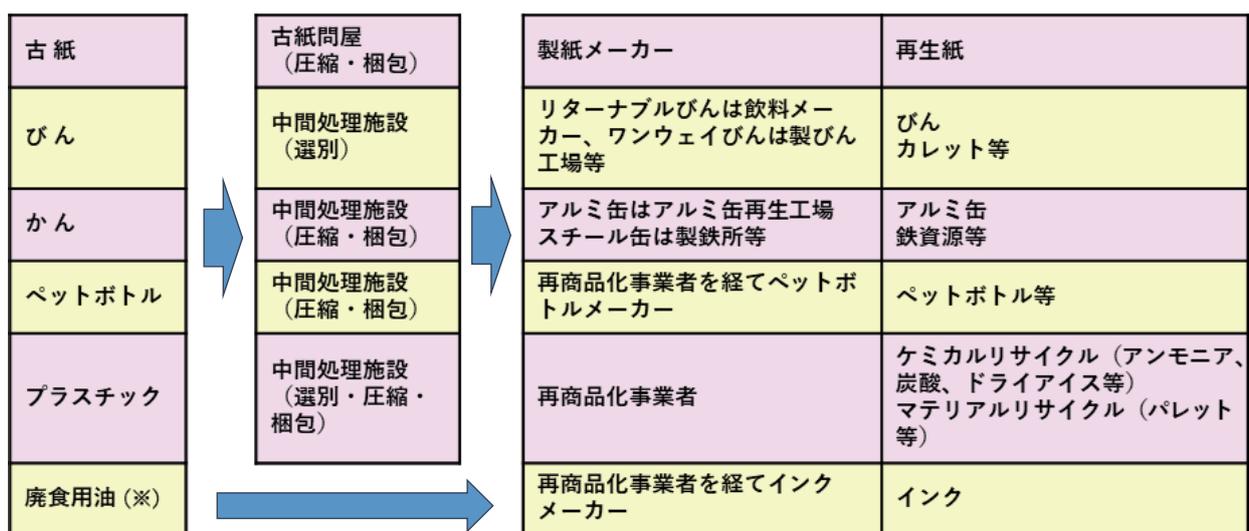
(1) ごみと資源の収集後の流れ

図表2-1 ごみと資源の収集後の流れ

■ごみの収集後の流れ



■資源の回収後の流れ



※廃食用油は区回収のほか、区内の一部店舗でも回収されており、SAF^{サフ} (持続可能な航空燃料) の原料としてリサイクルされています。

(2) ごみと資源の収集・運搬体制

① ごみの収集・運搬

集積所のごみ収集及び清掃工場など中間処理施設までの運搬は、区が行っています。

区では、可燃・不燃・粗大ごみの収集エリアを決め、人員と収集車を配置します。ごみ量の季節的変動や地域の実情などを考慮し、きめ細やかな作業計画を策定して、効率的な収集・運搬作業を行っています。

ごみを収集・運搬する収集車は、ごみの種類や目的ごとに何種類かの車両を使い分けています。可燃ごみの収集作業では、主に小型プレス車（最大積載量2t）を使用しており、運転手と収集作業員2名が一組となって作業を行っています。

② 資源の収集・運搬

集積所での資源回収品目は、新聞とチラシ、雑誌と雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトルの7種類に加え、令和7年4月からプラスチックについても資源として分別回収を区内全域で開始しました。

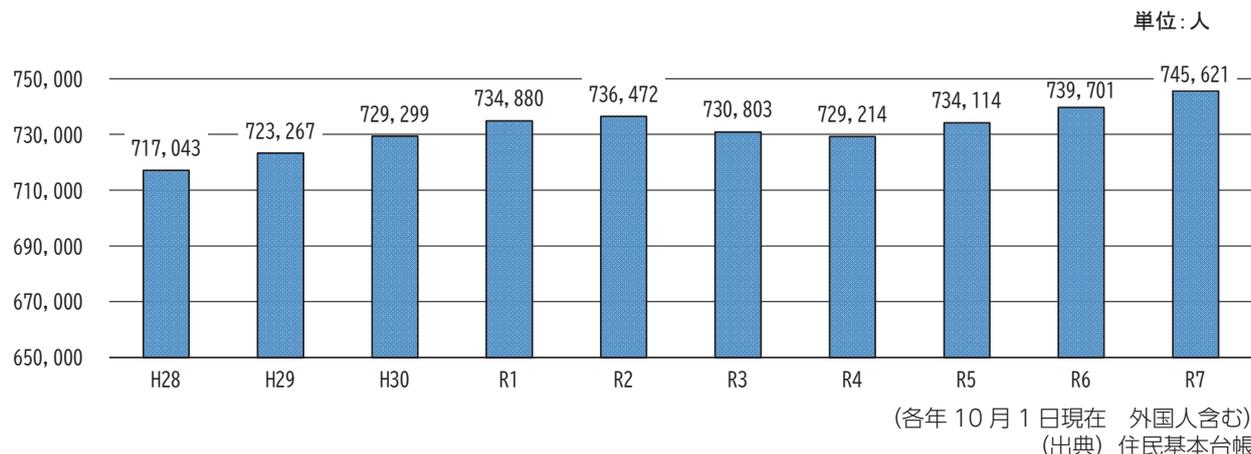
資源回収後の中間処理（選別・圧縮・梱包）施設が異なることや作業効率を考慮し、複数の種類の車両で回収しています。

2 地域特性からの課題

(1) 人口

本区の人口は、平成28年度の71.7万人から令和7年度の74.6万人へと、約2.9万人増加しています。人口の増加に対応した収集・運搬体制の構築が求められています。

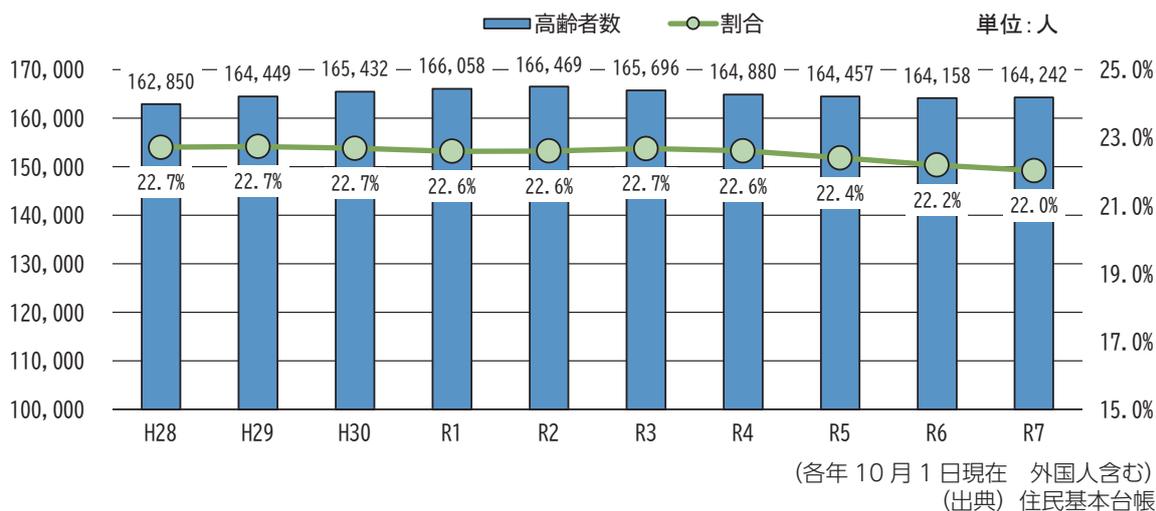
図表2-2 人口の推移



(2) 高齢者人口

本区の高齢者人口は、平成28年度の16.3万人から令和7年度の16.4万人へと、約0.1万人増加しています。高齢者に配慮した収集が求められています。

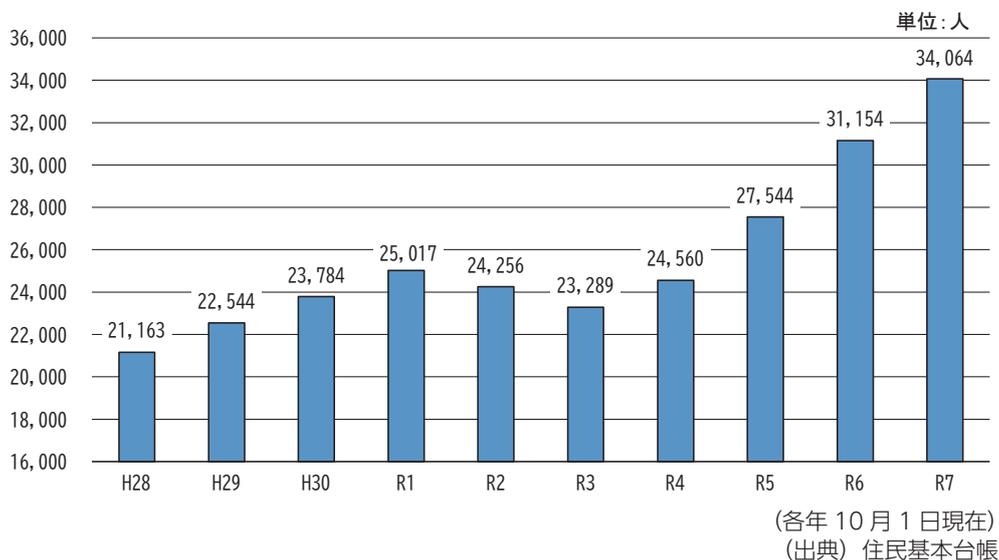
図表2-3 高齢者人口（65歳以上）の推移



(3) 外国人人口

本区の外国人人口は、平成28年度の2.1万人から令和7年度の3.4万人へと、約1.3万人増加しています。大田区には、世界の主要都市とつながる羽田空港があり、様々な国・地域から多くの外国人が訪れています。国や文化の違いによってごみ・資源に対する意識が異なるため、排出のルールを理解していただくための取組が求められています。

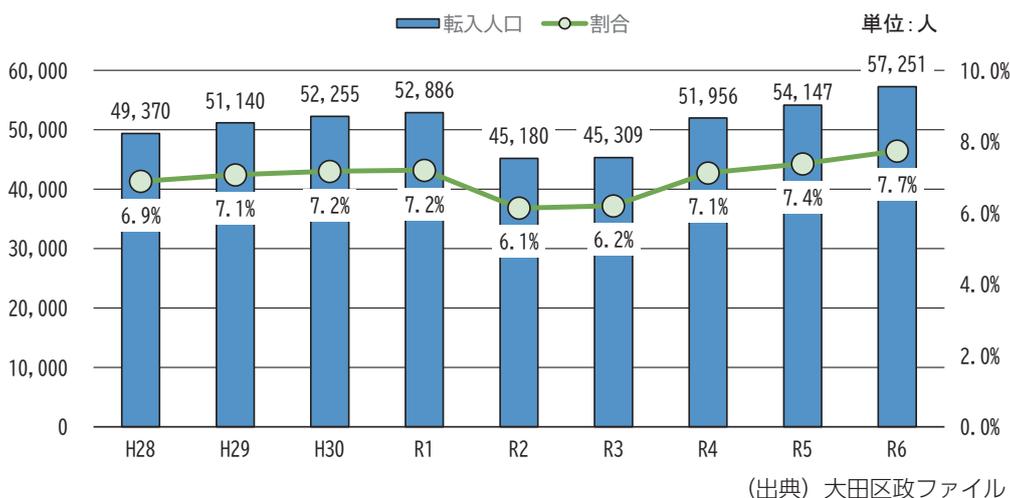
図表2-4 外国人人口の推移



(4) 転入者数

他の自治体から本区への転入者数は、平成28年度から令和6年度までは毎年人口の約6～8%程度で推移しています。各自治体によってごみ・資源の排出ルールが異なるため、転入された方へ排出ルールを適切に伝えていく必要があります。

図表2-5 転入者数の推移

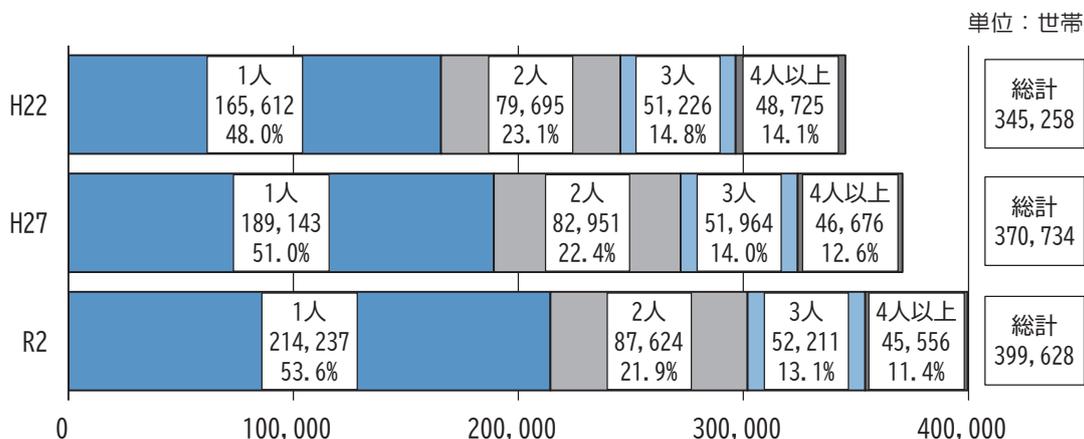


※平成28年度は1月1日時点の人口を基に算出。平成29年度より4月1日時点の人口を基に算出。

(5) 家族人数別の世帯数

本区の世帯数は、平成22年度の34.5万世帯から令和2年度の40.0万世帯へと増加しています。特に、単身世帯は平成22年度の16.6万世帯から令和2年度の21.4万世帯へと大きく増加していることから、若年単身者に対する普及啓発や、高齢単身者に配慮した収集を行っていく必要があります。

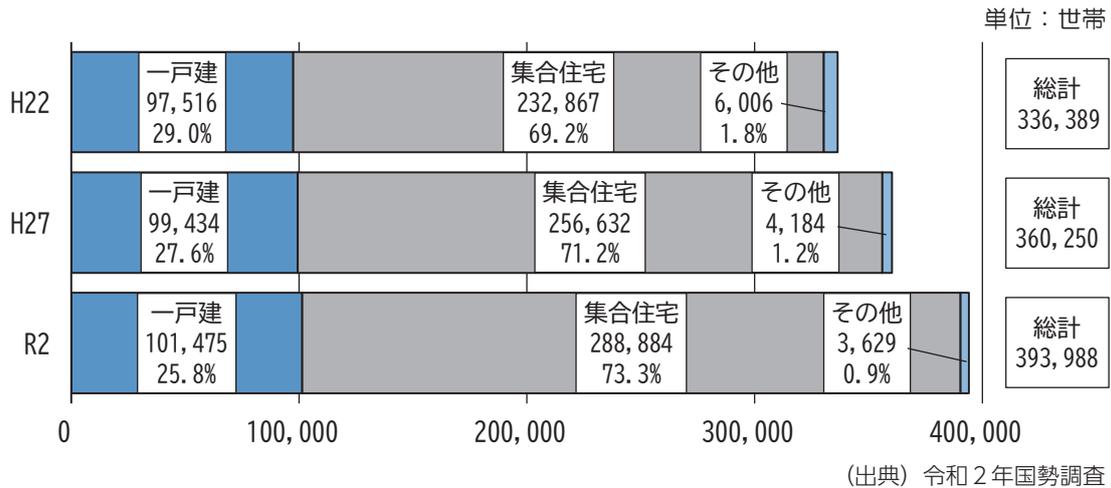
図表2-6 家族人数別の世帯数の推移



(6) 住居形態別の世帯数

住居形態別の世帯数を見ると、マンションやアパートなどの集合住宅に住む世帯が大きく増加しています。管理人のいない集合住宅や自動貯留排出機（※）を導入している集合住宅など、住居形態に応じた収集を行うことが求められています。

図表 2-7 住居形態別の世帯数の推移

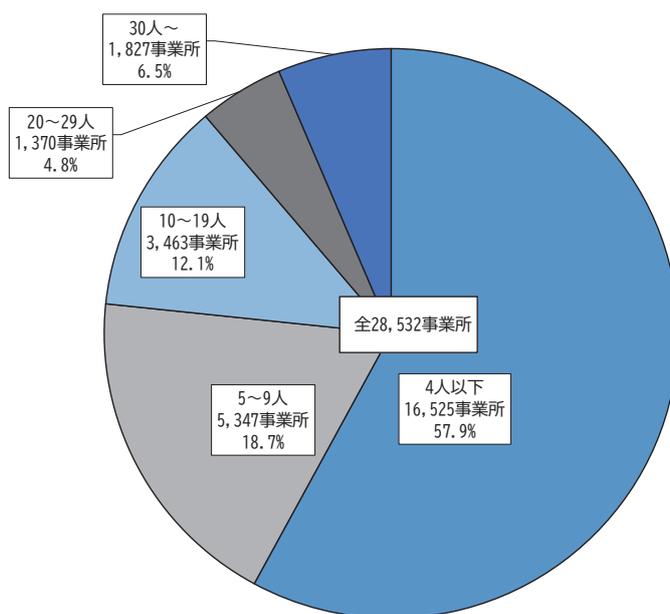


※自動貯留排出機とは、ごみ収集日までごみを貯留し、ごみ収集車へごみを積み替えるための装置で、大規模集合住宅などに設置されています。

(7) 事業所の状況

本区の事業所の従業員数は、全事業所のうち57.9%が4人以下であり、これらの事業所の多くは事業系有料ごみ処理券を貼付し、区収集を利用していると考えられます。こうした特性を踏まえた上で適正排出やごみ減量を促すための取組が必要です。

図表2-8 従業員規模別の事業所数



※ 4人以下には派遣・下請けのみの事業所も含む。
(出典) 令和3年経済センサスー活動調査報告(大田区)

※ 構成比については、一部端数調整をしています。

(8) その他の課題

大田区は東京都の中でも人口が多く、都市化が進んでいる一方で、古くからの住宅や商店街が多く点在しています。また、狭い路地や交通量の多い道路もあり、そのような場所では、ごみ収集車が運行の制約を受けることがあります。このなかにおいても、効果的かつ効率的な収集体制を維持できるよう、デジタル技術の活用も含め多様な視点から対応していくことが求められています。

3 資源循環・ごみ処理事業の課題

(1) ごみ・資源の量

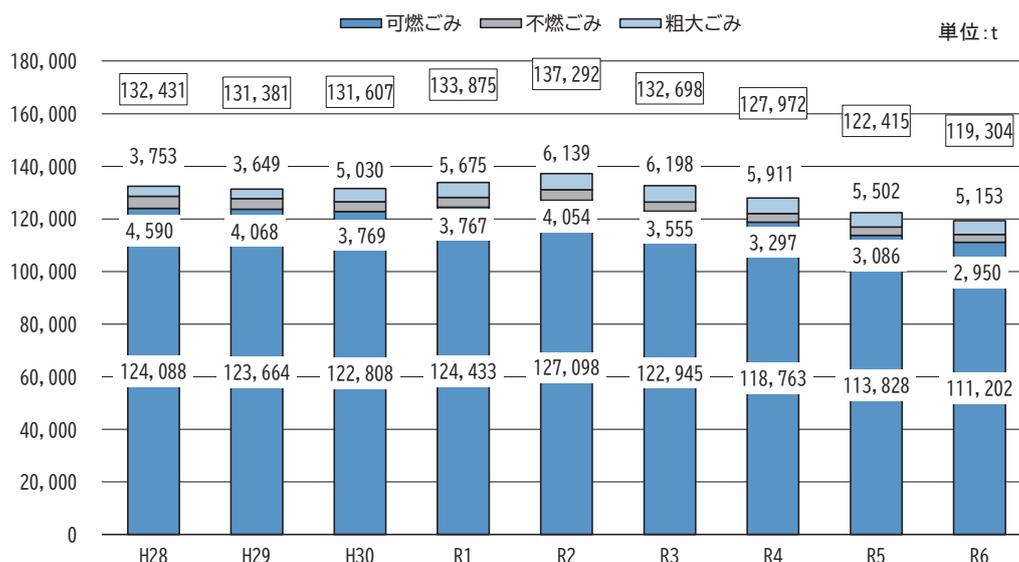
① 区収集ごみ量

区収集ごみ量は、平成 28 年度の 132,431t から令和 6 年度の 119,304t へと 13,127t (9.9%) 減少しています。令和元年度から 2 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大により一時的に増加しましたが、全体としては減少傾向が見られます。

品目別では、粗大ごみが平成 28 年度の 3,753t から令和 6 年度の 5,153t へと大幅に増加しています。この背景には、例えば家電製品や家具の品質の向上やデザインの変化により、まだ使えるものがごみとして排出されるようになったことが影響していることも考えられます。

近年、ごみの量は減少傾向にあります。本区のごみ組成分析調査では、ごみの中に資源が多く含まれている実態があることから、一層の分別を推進していく必要があります。

図表 2-9 区収集ごみ量の推移



② 資源量

区による資源回収量は、平成 28 年度の 36,395t から令和 2 年度の 40,002t へと増加しましたが、その後、令和 6 年度の 36,726t へと減少傾向が見られます。これは、紙媒体の新聞や雑誌の購読数が減少していることや、飲料容器の軽量化などが要因と考えられ、今後もこの傾向は継続していくものと見込まれます。

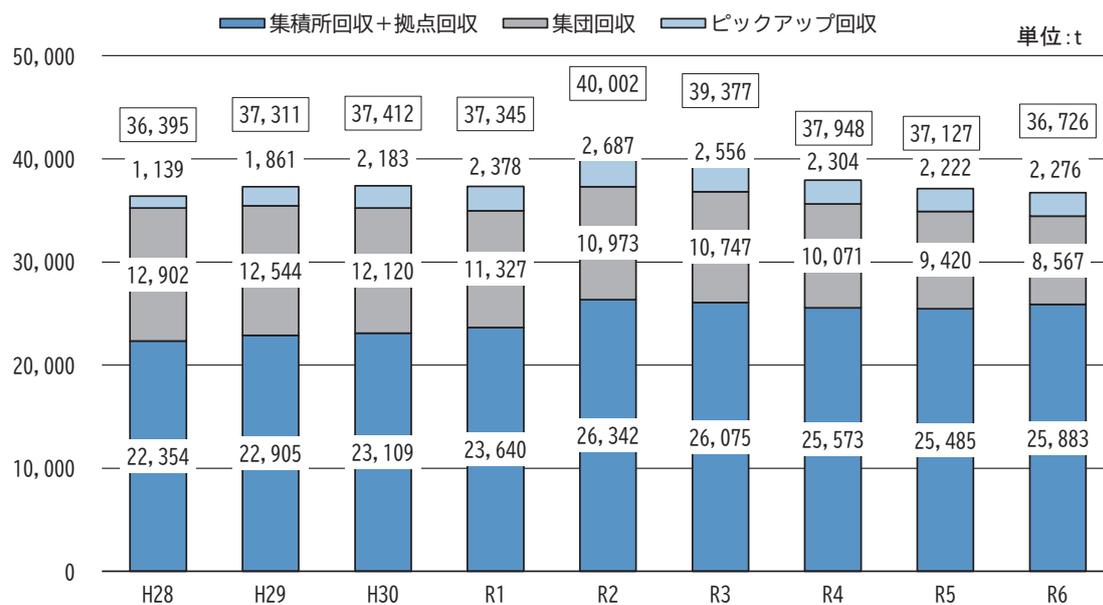
集積所回収と拠点回収は、平成 28 年度の 22,354t から令和 6 年度の 25,883t へと 3,529t (15.8%) 増加しています。令和 7 年度から区内全域でプラスチック分別回収を開始したため、集積所回収量は今後さらに増加する見込みです。集団回収(※)は、平成 28 年度の 12,902t から令和 6 年度の 8,567t へと 4,335t (33.6%) 減少し、ピックアップ回収は、平成 28 年

度の1,139tから令和6年度の2,276tへ1,137t（99.8%）と大幅に増加しています。

ごみとして排出されている資源について、分別を進めることにより回収量の増加をめざすとともに、新たな資源回収の対象品目や回収方法等についても検討していく必要があります。

※集団回収とは、地域の皆様が自主的にグループを作り、家庭から排出される資源を回収する仕組みです。

図表2-10 資源回収量の推移

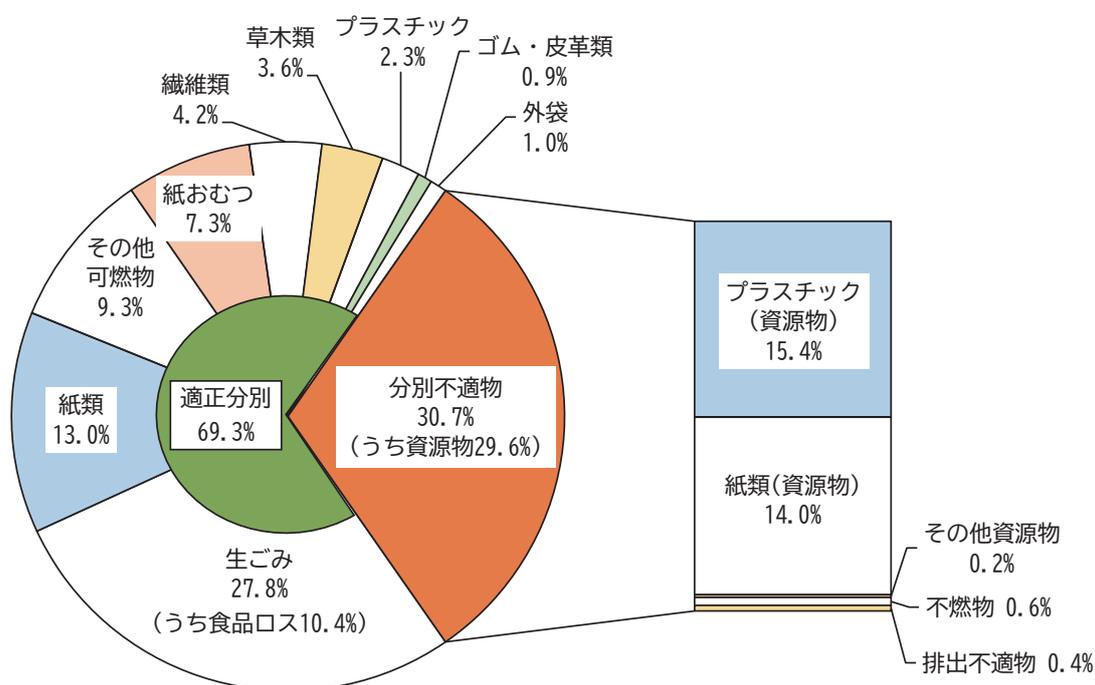


(2) ごみの組成

① 資源回収の推進

図表2-11のとおり、可燃ごみのうち、約3割(29.6%)が資源物であり、内訳はプラスチックが15.4%、紙類が14.0%、その他が0.2%となっています。一層のごみの減量を進めるためには、再生利用が可能であるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目の資源化をさらに進めることが重要です。

図表2-11 可燃ごみの組成分析結果(令和5年度)



※各項目の計は、小数点以下の端数整理のため合計と一致しない場合があります。

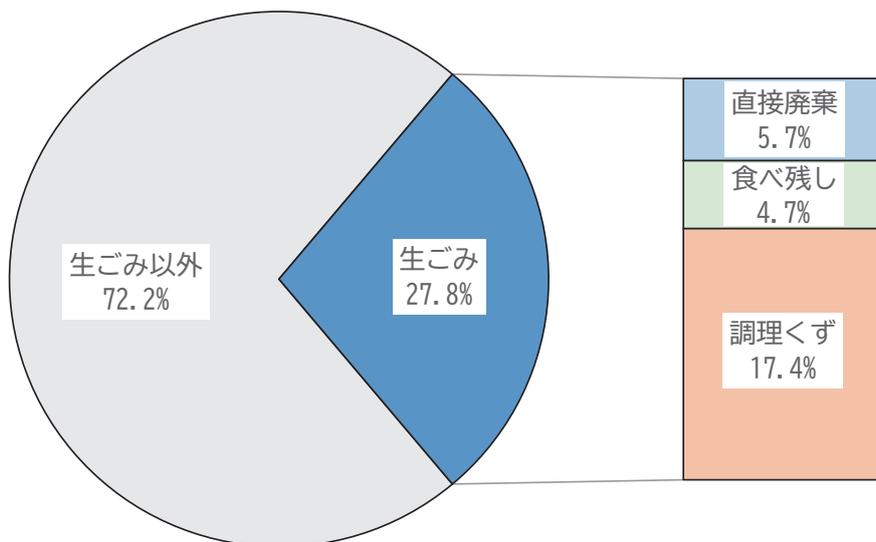
② 生ごみの減量の推進

図表2-11のとおり、可燃ごみのうち27.8%が生ごみであり、このうち消費期限・賞味期限切れなどで廃棄された直接廃棄が5.7%で、食べ残しの4.7%と合わせて10.4%が食品ロスとなっています。食品ロスを含め、生ごみを削減していくことにより、大幅なごみの減量が期待できます。

図表2-12 可燃ごみにおける生ごみの組成分析結果（令和5年度）

			可燃ごみに占める割合	生ごみに占める割合
生ごみ	食品ロス	直接廃棄	5.7%	20.5%
		食べ残し	4.7%	17.0%
		食品ロス小計	10.4%	37.4%
	調理くず	可食	2.2%	7.8%
		非可食	15.2%	54.7%
		調理くず小計	17.4%	62.6%
生ごみ小計		27.8%	100.0%	
生ごみ以外			72.2%	
合計			100.0%	

※各項目の割合は小数第2位を四捨五入しています。このため、生ごみに占める割合は、可燃ごみに占める割合から算出した数値と必ずしも一致しません。



【家庭ごみから排出された未利用食品（直接廃棄）】



①

雑がみも資源です！

◆「雑がみ」とは？

新聞・雑誌・段ボール・紙パックだけでなく、包装紙・紙袋・お菓子やティッシュの空き箱なども「雑がみ」として分類すれば、資源となります。

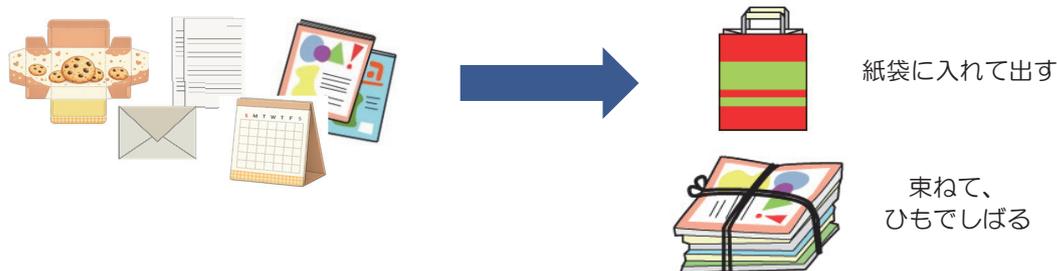
◆主な雑がみの例

紙袋・ノート・封筒・紙箱・パンフレット・コピー用紙・カレンダー



◆「雑がみ」の出し方

紙袋に入れるか、大きさを揃えてひもでしばり、出してください。



◆資源として回収できないもの（例）

- 写真・アルバム
- 宅配便の複写伝票などのカーボン紙
- レシートなどの感熱紙
- 匂いの付いた紙（洗剤の箱、線香や石鹸の包み紙）
- 汚れの付いた紙（ちり紙、紙おむつ）
- 圧着はがき（ペリペリとはがれるはがき）
- 窓付き封筒
- 紙コップ・紙皿
- 銀紙の付いた紙パック、ヨーグルトや生クリームの容器
- セロハンテープや粘着物の付いた紙
- シュレッター紙

クリップやファイルなどの金属類は外して出してぴょん。セロハンテープ、プラスチック類、布類は混ぜないはね～！



© 大田区

(3) 清掃事業経費

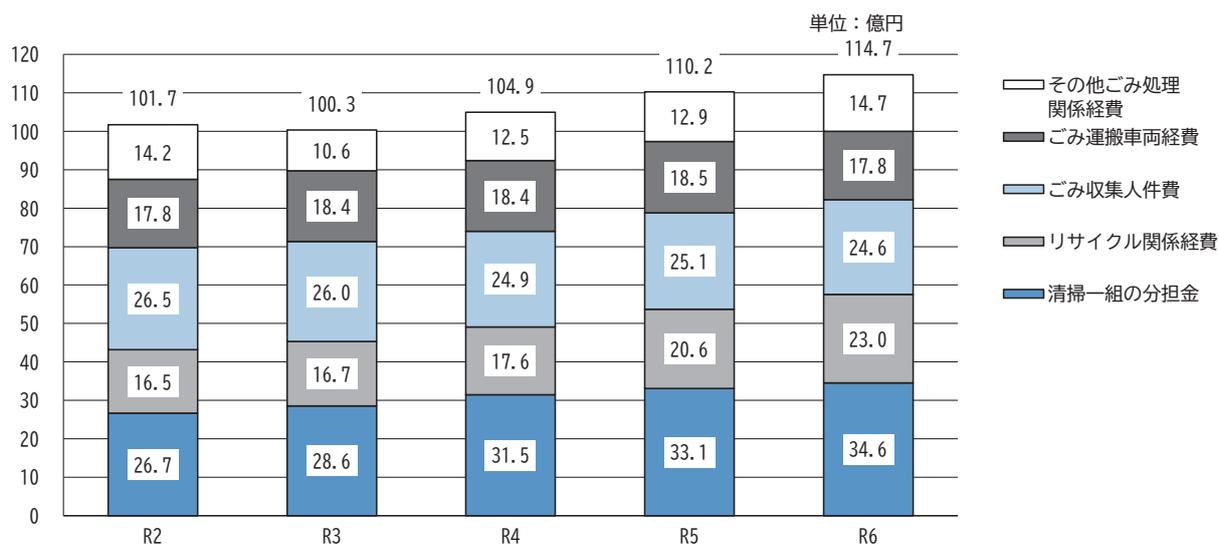
清掃事業経費の推移を見ると、令和2年度の101.7億円と比較し、令和6年度は114.7億円と13億円（約12.8%）増加しています。令和4年度からのプラスチック分別回収の順次開始に伴いリサイクル関係経費が増加したほか、清掃一組の分担金（※）も増加傾向にあります。

また、区民1人あたりのごみ処理経費とリサイクル経費の合計は、令和2年度の13,809円/人から、令和6年度は15,506円/人へと1,697円/人（約12.3%）増加しています。

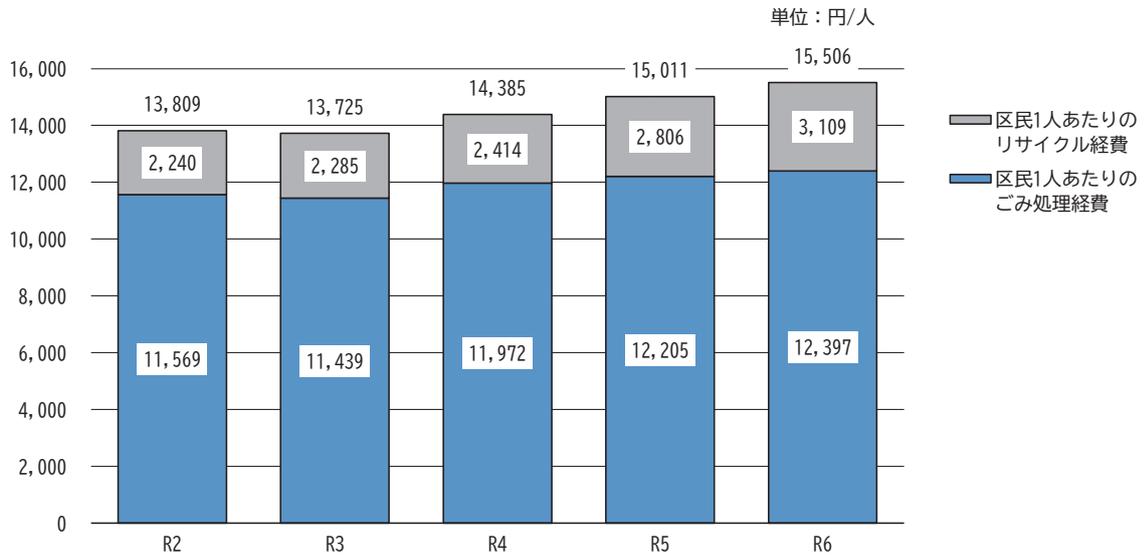
清掃事業には多額の経費がかかること、また、経費は増加傾向にあることを改めて認識し、ごみの発生抑制、効率的なリサイクルなどの取組により、可能な限り経費を抑制する工夫が必要です。

※清掃一組の分担金とは、23区が負担する清掃工場の運営経費などの分担金です。

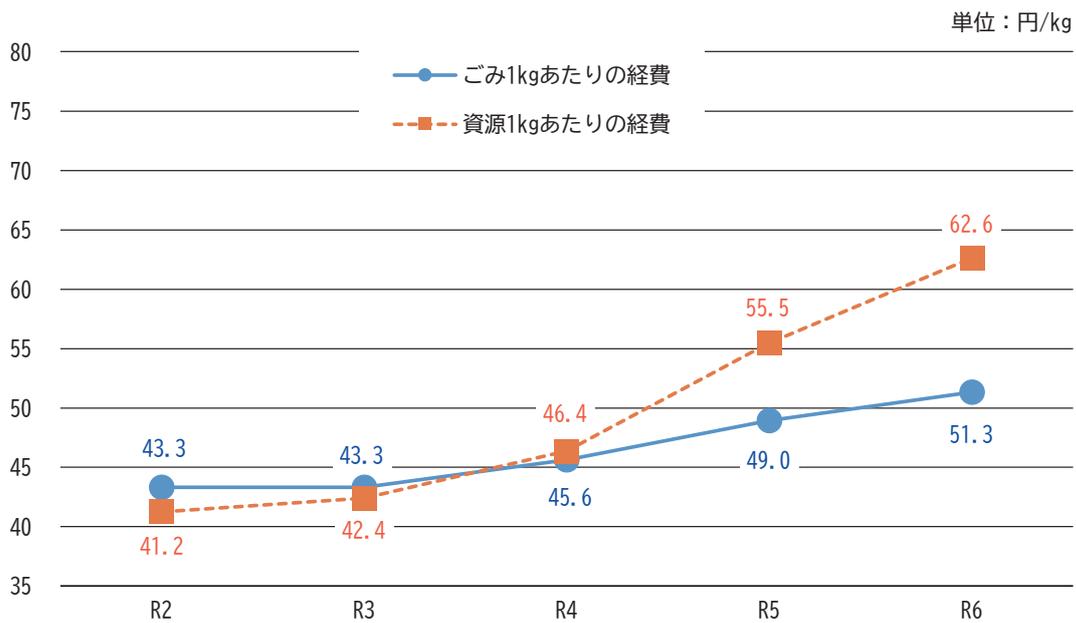
図表2-13 清掃事業経費の推移



図表 2 - 14 区民 1 人あたりのごみ処理経費・リサイクル経費の推移



図表 2 - 15 ごみ・資源 1 kg あたりの処理経費



(4) 取組ごとの課題

① 普及啓発

ごみを減らすために何よりも重要なことは、「ごみを出さない・つぐらない」ことです。2R（「発生抑制（Reduce・リデュース）」「再使用（Reuse・リユース）」）を推進する主体は区民・事業者等の皆様です。区民一人ひとり、事業者ごとの取組を促進するため、2Rの推進や普及啓発をさらに積極的に推進する必要があります。

② 適正かつ安定的な収集・運搬と処理体制

区は、区民が安心して快適に暮らせるよう、持続可能な清掃事業をめざし、安定したごみの収集・運搬体制を整備するとともに、中間処理を行う清掃一組や最終処分を行う東京都と緊密に連携していく必要があります。

区では近年、激甚化・頻発化する自然災害によって発生する廃棄物へ迅速に対応するため、平常時から災害時における収集・運搬、処理体制を検討しています。

③ 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）への対応

近年、リチウムイオン電池に起因するごみ収集車や処理施設での火災が増加しています。令和5年11月には、清掃一組の粗大ごみ破碎処理施設で大規模な火災が発生し、一時、粗大ごみの処理を停止しました。ひとたび火災が発生すると、収集車や清掃工場の復旧などのために、多額の費用と時間がかかり、毎日の清掃事業にも支障をきたします。そのため、危険性や回収方法を広く分かりやすく周知することなど、ごみの中に発火物や危険物が混入しないための取組を強化していく必要があります。

④ 環境教育と地域との連携

区民の皆様一人ひとりに資源循環や環境への配慮の重要性を理解していただくことが、循環型社会の実現に向けた行動変容につながります。そのため、学校や地域において環境教育を積極的に展開していく必要があります。

また、本計画を推進し目標を達成するためには、区民・事業者等の皆様に加え、NPO団体等の関係団体との連携が重要です。区は、様々な情報を提供するだけでなく、双方向での情報交換を行い、施策を常にアップデートしていくことが必要です。

⑤ DXへの取組

清掃事業においては、昨今の人材不足に加え、運転手や作業員の高齢化が進んでおり、収集業務のノウハウの継承が課題となっています。また、作業日報の作成などが手作業で行われており、多くの時間を要しています。これらの課題を解決し、持続可能な収集・運搬体制を確保していくために、本区では既に23区の中でも先駆けて、デジタル技術を活用した業務の効率化を図っています。今後、こうした取組をより一層強力に推進していく必要があります。

1 基本理念

「大田区基本計画」では、「施策3-2 持続可能な循環型社会の構築」のめざす姿として「区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つぐらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。」とし、施策の方向性として「3 R + Renewable の推進」を掲げています。

また、「第2次大田区環境基本計画」では、区がめざす環境像を「環境・生活・経済の好循環による持続可能な環境先進都市おおた」とし、目標の一つとして「循環経済への移行（サーキュラーエコノミー）」を掲げています。

本計画では、「大田区基本計画」及び「第2次大田区環境基本計画」で示された方向性を踏まえ、以下のとおり、基本理念を定めます。

区民、事業者、区が連携してめざす 持続可能な循環型社会の実現

2 基本方針

基本方針1 3 R +Renewable の推進

国の「循環型社会形成推進基本法」では、リサイクルに先立って「発生抑制 (Reduce、リデュース)」、「再使用 (Reuse、リユース)」（以下「2 R」といいます。）を可能な限り推進することとしています。2 Rを推進する主体は区民・事業者等の皆様です。区民一人ひとり、事業者ごとの取組を促進するため、区は2 Rの推進や普及啓発に取り組みます。

2 Rを推進した上で発生した不用物については、「再生利用 (Recycle、リサイクル)」が必要です。これら3つのRに、「Renewable (リニューアブル、再生可能な資源に替えること)」の考え方を加え、循環型社会の実現をめざします。

基本方針2 適正処理の推進

3 Rを推進した上で、なお、発生した不用物については、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民の皆様が安心して快適に暮らせるよう、持続可能なごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組みます。

基本方針3 協働の推進

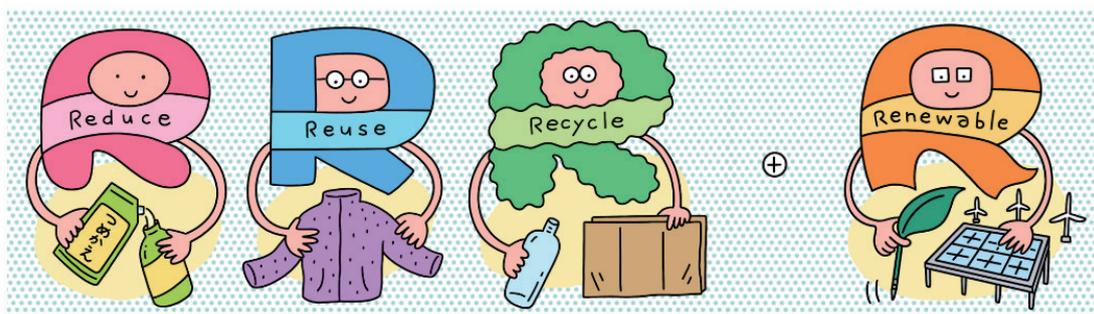
持続可能な循環型社会を実現するためには、区民、地域団体、事業者と区がそれぞれの役割と責任を担い、互いに連携・協働することが重要です。これにより、一層幅広くかつ質の高い循環を実現することができます。区は、施策を強力に推進するためのエンジンになるとともに、地域のコーディネーター、調整役としての役割も果たしていきます。

コラム

②

3 R + Renewable って？

3 R + Renewable とは、3 R 「Reduce (ごみの発生や資源の消費自体を減らす)」 「Reuse (ごみにせず繰り返し使う)」 「Recycle (ごみにせず再資源化する)」 に加えて、「Renewable (再生可能な資源に替える)」 という考えです。



出典：環境省ホームページ

1 計画指標

計画指標は、継続して次の指標を用います。

①計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、区収集ごみと資源の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、ごみと資源の量の足し算であるため、分別によって、ごみから資源に移っただけでは減少しません。リデュース、リユースによって、排出されるごみや資源の量自体を減少させることを意図した目標です。

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、次の式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{区民1人1日あたりのごみと資源の総量} = \\ & (W + R1 + R2 + R3) \div \text{人口 (各年度10月1日)} \div \text{年間日数} \\ W & : \text{区収集ごみ量} \\ R1 & : \text{集積所・拠点回収資源量} \\ R2 & : \text{集団回収資源量} \\ R3 & : \text{不燃ごみ・粗大ごみからのピックアップ回収資源量} \end{aligned}$$

②計画指標2 区民1人1日あたりのごみ量

「区民1人1日あたりのごみ量」は、上記「計画指標1」から資源の量を除いたものです。ごみの量自体の減少に加え、適正分別によりごみから資源（プラスチックや紙類など）が抜かれることによって、ごみの量を減少させることを意図した目標です。

「区民1人1日あたりのごみ量」は、次の式で算定します。

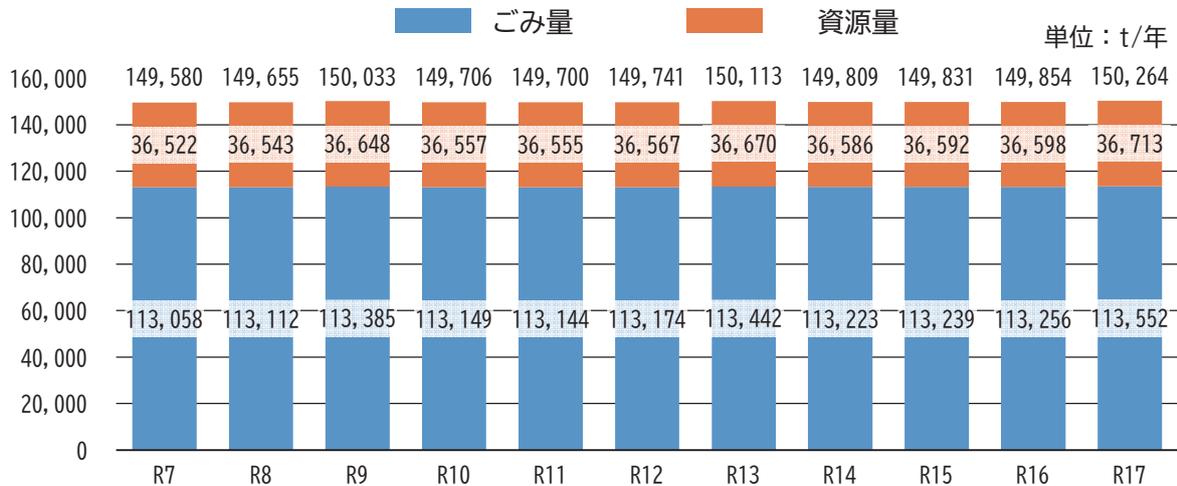
$$\begin{aligned} & \text{区民1人1日あたりのごみ量} = \\ & \text{区収集ごみ量} \div \text{人口 (各年度10月1日)} \div \text{年間日数} \end{aligned}$$

2 人口推計を基に算出したごみ・資源の量

家庭ごみ・資源の量については、令和7年度の区民1人1日あたりのごみ・資源量（※）に、「大田区人口推計（令和7年1月1日時点）」における各年度の人口推計と年間日数を乗じ、算出しています。事業系ごみ・資源の量については、令和7年度のごみ・資源量のまま推移すると仮定しています。これにより算出したごみ・資源の量は以下のとおりです。

※令和7年度途中までの実績値を基に算出した推計値です。

図表4-1 人口推計を基に算出したごみ・資源の量



※各項目の計は、小数点以下の端数整理のため、合計と一致しない場合があります。

3 数値目標

区民1人1日あたりのごみと資源の総量は、平成28年度の640g/人日から令和6年度の569g/人日へと8年間で約11.1%減少しています。区民1人1日あたりのごみ量は、平成28年度の506g/人日から令和6年度の442g/人日へと8年間で約12.6%減少しています。

ごみ量については、引き続き、発生抑制及び可燃ごみに含まれている資源の適正排出により、大幅な減量をめざします。

資源回収量については、可燃ごみから資源への適正排出による増加が見込まれます。一方で、紙媒体の新聞や雑誌の購読数の減少や、飲料容器がびんからペットボトルへと軽量化が進むことによって資源の発生量が減少していくと考えられます。

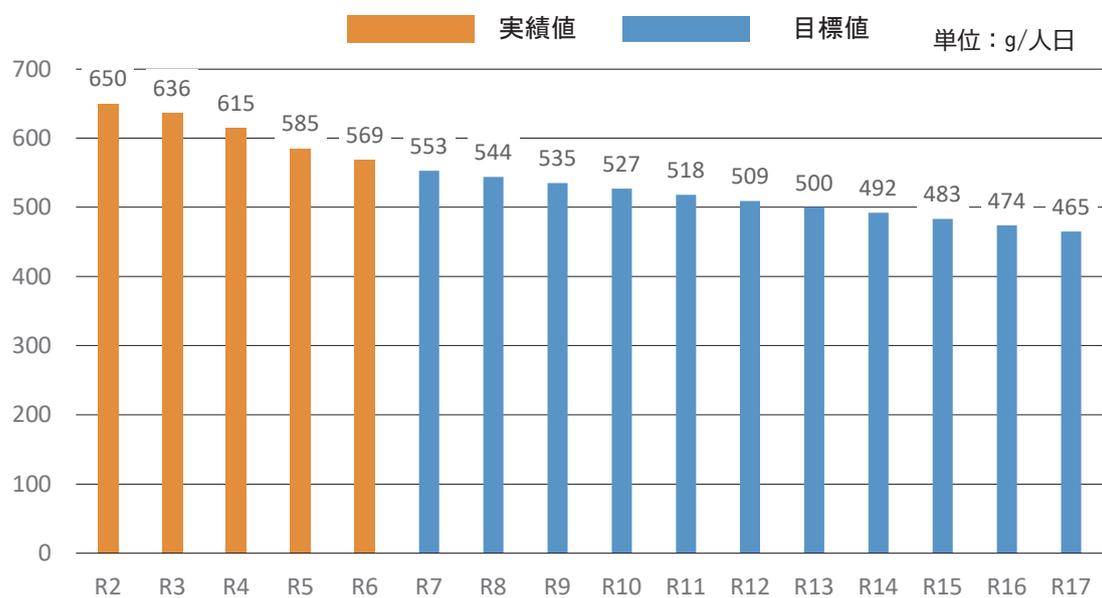
以上を踏まえて、計画指標1（ごみと資源の総量）は、令和12年度には509g/人日、令和17年度には465g/人日（令和6年度実績比、104g、18.3%減）と設定します。

計画指標2（ごみ量）は、令和12年度には372g/人日、令和17年度には329g/人日（令和6年度実績比、113g、25.6%減）と設定します。

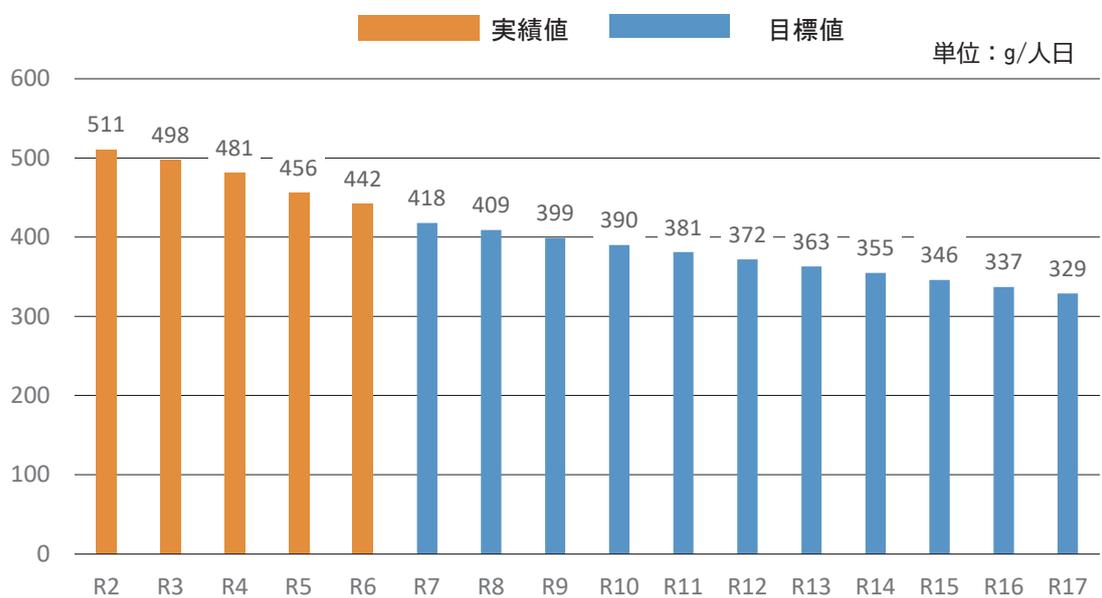
計画指標1	区民1人1日あたりのごみ(※)と資源の総量	実績値 令和6年度 569g	中間目標値 令和12年度 509g	最終目標値 令和17年度 465g	削減量 104g (18.3%)
↓ 資源量を除く					
計画指標2	区民1人1日あたりのごみ量(※)	実績値 令和6年度 442g	中間目標値 令和12年度 372g	最終目標値 令和17年度 329g	削減量 113g (25.6%)

※区収集ごみ量

図表4-2 数値目標（計画指標1）
「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」



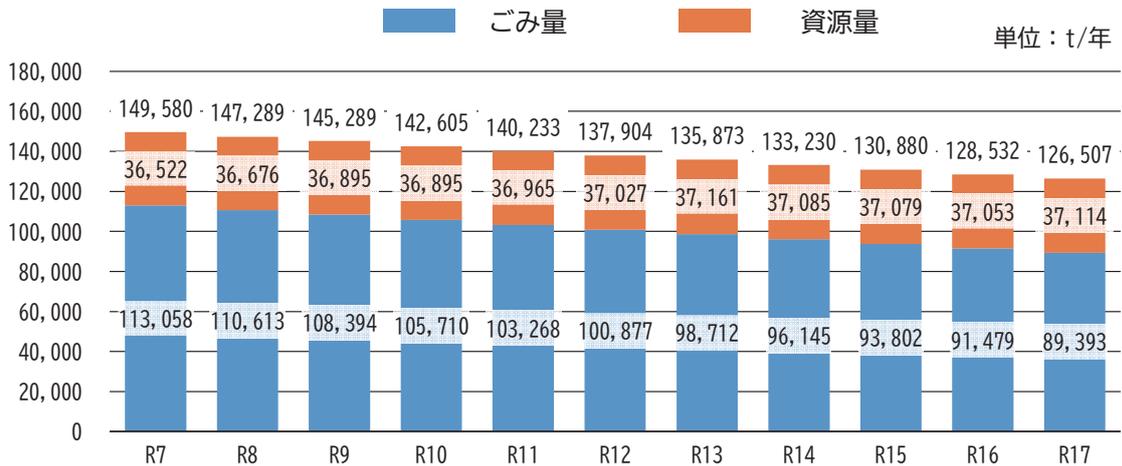
図表4-3 数値目標（計画指標2）
「区民1人1日あたりのごみ量」



4 目標達成後のごみ・資源量

計画指標 1、2 の数値目標を達成した場合のごみ・資源量は次のとおりです。

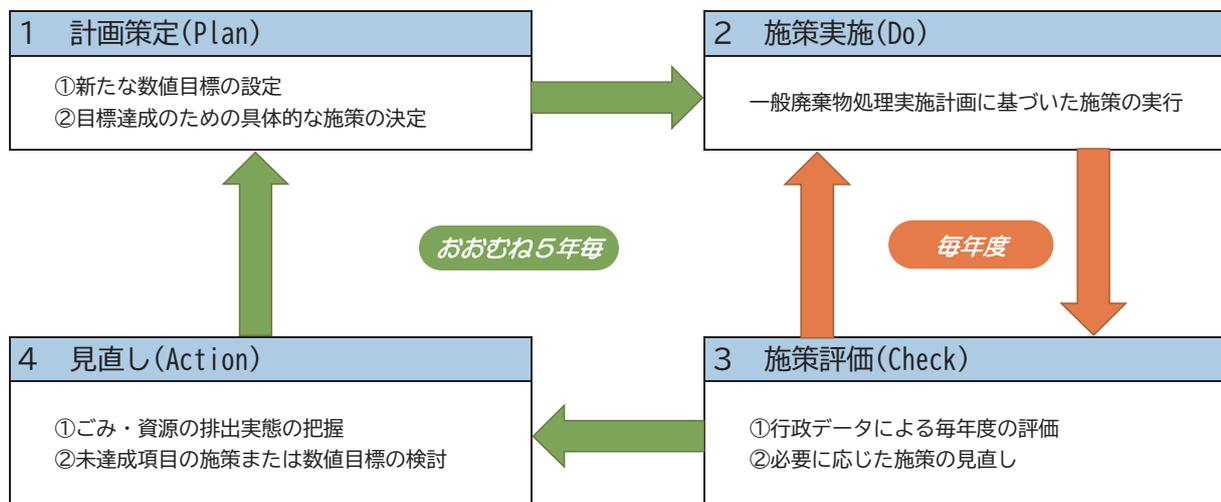
図表 4-4 目標達成後のごみ・資源量



※各項目の計は、小数点以下の端数整理のため、合計と一致しない場合があります。

5 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画を推進するにあたっては、計画策定 (Plan) ⇒ 施策実施 (Do) ⇒ 施策評価 (Check) ⇒ 見直し (Action) というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理し、その内容を公開します。進捗管理は、大田区清掃・リサイクル協議会 (※) の意見も踏まえながら行い、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。



※大田区清掃・リサイクル協議会とは、区民、区議会及び関係団体等で構成されており、循環型都市大田区をめざし、区内におけるごみの減量化と資源の有効活用を図るため、区の清掃・リサイクル事業について、関係者が協議するために設置しています。

6 区民・事業者等の皆様の役割と行動

令和17年度の「区民1人1日あたりのごみ量」の目標値は、329g/人日で、これは令和6年度の442g/人日と比較して113gの減量となります。10年間で113g減量するという事は、1年あたり毎日約11gずつの減量が必要となります。11g減量のための行動には次のようなものがあります。

11gのごみ減量行動（例）
マイバッグ・マイボトルを使用する
食事は残さず食べる
使い捨てのスプーンとフォークを断る
食品の保存は繰り返し利用できる保存容器にする
雑がみをリサイクルに出す
プラスチックをリサイクルに出す

目標を達成するためには、引き続き小さな行動の積み重ねが重要です。区民・事業者等の皆様と区が、一体となった取組を進めていくための具体的な行動例を示します。

(1) 区民の皆様の役割と行動

■発生抑制（リデュース）

- 計画的な買い物をして、消費期限・賞味期限切れなどの食品ロスを減らします。
- 量り売りのものを選ぶなど、必要な量を購入し、使い切ります。
- 過剰または不要な包装を断ります。
- 食材は適切に保存し、使い切ります。
- 調理の仕方を工夫し、食べられる部分は可能な限り無駄にしません。
- 食べる分だけ作ります。
- 外食では食べ切れる量だけ注文します。
- マイバッグを持参し、レジ袋や紙袋を断ります。
- 外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- 使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります。
- 詰め替え製品を購入します。

■再使用（リユース）

- 粗大ごみは、捨てる前に売却やリユースを検討します。
- 古着を集団回収や拠点回収に出します。
- リサイクルショップ・フリマアプリを利用します。
- 再使用可能な製品を選択します。
- メモなどは裏紙を使用します。

■再生利用（リサイクル）

- プラスチック・紙類（雑がみを含む）は資源として分別します。
- インクカートリッジ・廃食用油を店頭回収・拠点回収に出します。
- 小型家電を拠点回収に出します。
- 集団回収に参加します。

■Renewable（リニューアブル、再生可能な資源に替えること）

- プラスチック素材ではなく、植物などの再生可能な有機資源を原料とするプラスチック素材の製品を使用します。

■適正排出

- 決められた分別ルールを守り、決められた曜日・時間にごみを出します。
- 生ごみ等をカラスや猫に荒らされないような工夫をします。
- 集積所を清潔に維持するための管理を行います。

（2）事業者の皆様の役割と行動

■製造事業者

- リサイクルが容易な製品を製造します。
- 処理が困難にならない製品を製造します。
- 拡大生産者責任に基づく生産・流通時の包装材等の発生抑制や再生品の利用に努めます。

■販売事業者

- 食品ロスが生じないよう計画的な仕入れを心がけます。
- 簡易な包装を心がけます。
- ばら売り、量り売りなどの販売形態を採用します。
- 消費期限・賞味期限が近いものは、売れ残りが生じないよう販売方法を工夫します。
- 詰め替え製品や再使用可能な製品を取り扱います。
- 再生品を利用した製品を取り扱います。

- 店頭で資源の回収を推進します。
- 拡大生産者責任に基づく生産・流通時の包装材等の発生抑制や再生品の利用に努めます。

■ 飲食・宿泊事業者

- 食品ロスが生じないように計画的な仕入れを心がけます。
- 食べ残しをなくすため、小盛りのメニューやご飯の量を選べるようにします。
- 宴会では「3010 運動」(*)を働きかけます。
- フードシェアリングサービスを活用します。

※ P38 のコラム⑤を参照

コラム

③ 11g ってどれくらい？

令和 17 年度の「区民 1 人 1 日あたりのごみ量」の目標値は、329g/ 人日です。この目標を達成するためには、10 年間で 113g、1 年あたり毎日約 11g ずつの減量が必要となります。

11g はどれくらい？

11g とはどれくらいでしょうか？身近なものの重さを見てみましょう。これらは「11g のごみ減量行動（例）」を行うことで削減できるものです。目標を達成するためには、普段の小さな行動の積み重ねが重要です。



レジ袋
(L 1 枚)
10g



プラスチック製
スプーン・フォーク
8g



食品ラップ
(30 × 40cm)
2g

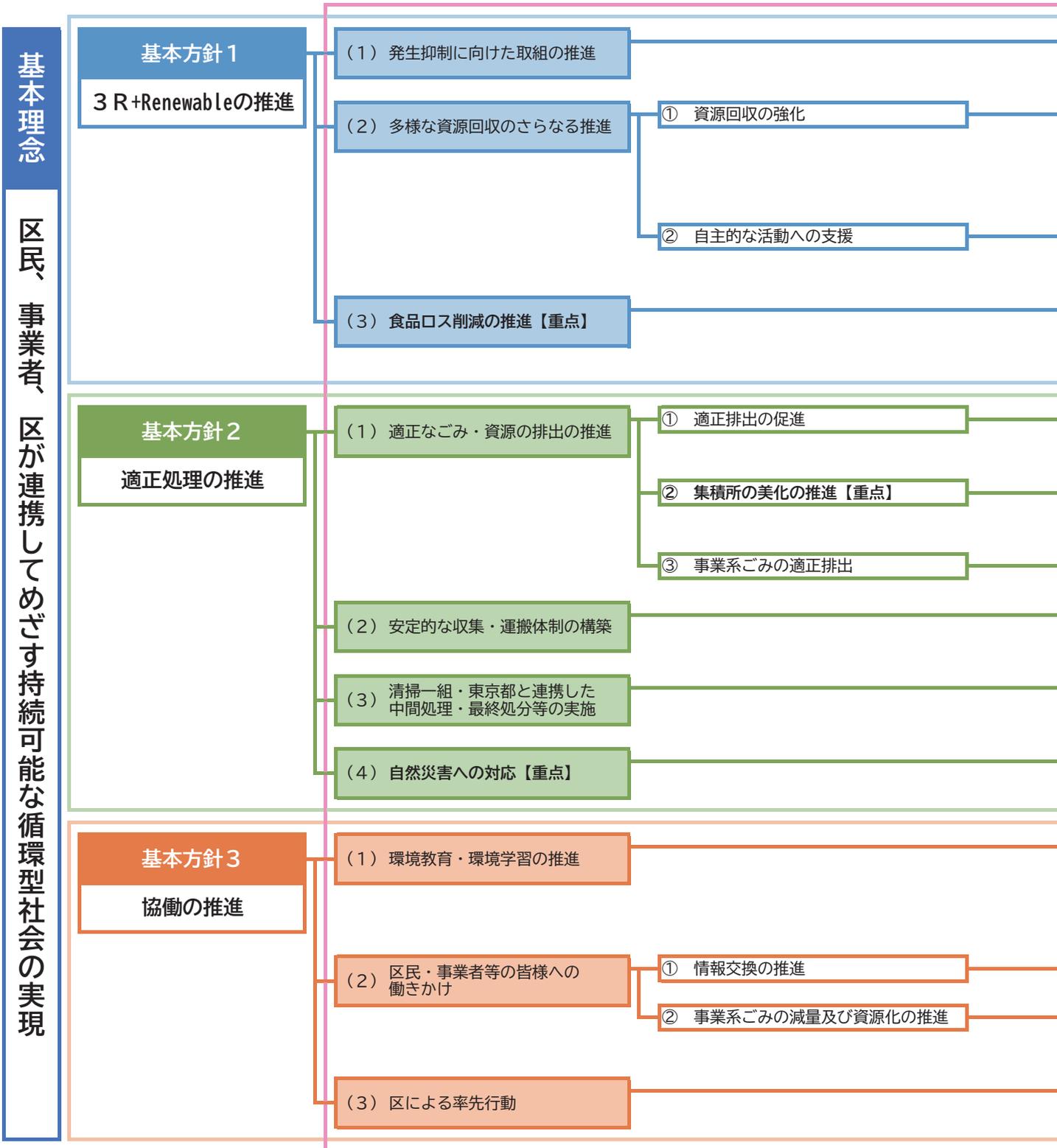


ポスティングチラシ
(A 4、1 枚)
7g

※大田区にて計量を実施

第5章 具体的な施策

基本理念「区民、事業者、区が連携してめざす持続可能な循環型社会の実現」のため、3つの基本方針に対応した施策を実施します。



普及啓発・DXの推進

- (1) 普及啓発
- (2) DXの推進

多言語対応を含めた外国人向けの広報強化【重点】
データの見える化による行動変容の促進【重点】
多様なツールを活用した情報発信

デジタルを活用した収集体制の整備【重点】
手続きのオンライン化の推進【重点】
DXによる組織間連携の強化

新たな発生抑制手法の検討 リユースへの意識や行動変容の促進	民間事業者が提供するリユースプラットフォームの活用促進
プラスチック分別回収の強化【重点】 リサイクル回収品目や回収場所の拡充の検討 古着の回収 小型家電リサイクル	雑がみの回収強化【重点】 資源等持ち去り防止バトロール 粗大ごみ・不燃ごみピックアップ回収 廃食用油のリサイクル
自治会・町会や集合住宅等への集団回収実施の働きかけ	集団回収団体及び回収事業者への支援
大田区食べきり応援団 食品ロス削減月間キャンペーン 地産地消型未利用食品マッチング	食品ロスに関する出前授業 フードドライブ 民間事業者と連携した新たな取組の検討
ふれあい指導 集積所防犯カメラの設置	管理人のいない集合住宅への指導強化 戸別収集や粗大ごみ運び出し収集
防鳥用ネット（立体型含む）等の貸し出し	美化に関する看板の設置等による啓発
一般廃棄物処理業者による委託収集の促進	適正排出に向けた指導
小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正な収集・運搬、処理【重点】 効率的なルート設定	安定的な収集体制の維持 有害廃棄物（水銀等）への対応
23区で連携した新たなごみ減量施策の検討 清掃工場運営協議会等の運営	清掃一組による共同処理 東京都への最終処分の委託
大田区災害廃棄物処理計画の具現化 関係機関・団体等との連携	台風やゲリラ豪雨等、水害により生じる廃棄物の迅速処理 災害時の分別に関する分かりやすい広報
環境問題に対する学びの機会の提供 資源循環学習教室の開催 「地球にやさしいまちづくりポスター」を清掃車に掲示しPR イベント参加によるPR	環境学習ツール(冊子・リーフレット・動画・リンク集)の作成 小学校環境教育副読本の作成 自治会・町会等への出前講座
清掃・リサイクル協議会の運営	地域力推進地区委員会との連携
事業者への啓発 廃棄物管理責任者講習会の開催	優良事業者表彰
ペーパーレス化の推進によるコピー用紙の削減	ペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクル



「循環型社会」を実現するためには、3 Rの中でも優先順位の高い、発生抑制 (Reduce) と再使用 (Reuse) の2 Rの取組が重要です。2 Rを推進するためには、区民・事業者等の皆様が主体的に行動する必要があります。区は、皆様に発生抑制や再使用を心がけていただけるよう、様々なツールを活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行います。これにより、不要なものを可能な限り出さないライフスタイルや事業活動の定着を促進します。

発生抑制と再使用の2 Rを行っても排出される不用物については、可能な限り再生利用 (Recycle) に向けた排出を促します。また、再生可能な資源を無駄なく循環利用 (Renewable) することを通じて、区民や事業者等の皆様の意識改革と行動変容を促進し、環境負荷の低減に努めます。さらに、サーキュラーエコノミー実現に向けた事業者の皆様の取組を促します。

多様な生活スタイルに対応するため、区民の皆様による集団回収、区による集積所や様々な拠点での回収などを組み合わせた多様なリサイクルの手段を提供します。新たな品目のリサイクルについては、費用対効果や区民の利便性等を踏まえ、総合的に検討していきます。

(1) 発生抑制に向けた取組の推進

ごみや資源を減らすためには、第4章「6 区民・事業者等の皆様の役割と行動」に記載する行動例のように、日常生活や事業活動の中での工夫によって、発生そのものを抑制していくことが重要です。区は、これらの取組を区民・事業者等の皆様と連携しながら推進していきます。例えば、家庭で出る生ごみを微生物の力を借りて堆肥化するコンポストは、環境保護や資源循環という観点から自主活動団体等で広まっています。このような動きを踏まえつつ、区民・事業者等の皆様と区が、それぞれの立場で主体的に発生抑制の取組を推進します。

発生抑制に効果的な施策の一例として、家庭ごみ有料化や戸別収集が挙げられます。これらの施策を実施することにより、ごみの減量に対する意識が向上し、発生抑制やリサイクルが促進されるという効果が見込まれます。一方で、区民の皆様の経済的な負担が増えることや、不適正排出や不法投棄が増加するなどの懸念もあります。また、戸別収集の場合は車両及び作業員確保に課題があるため、家庭ごみ有料化を含め発生抑制につながる手法については、周辺自治体の状況等も勘案しながら、引き続き様々な角度から調査研究を行います。

■事業例

- 新たな発生抑制手法の検討
- 民間事業者が提供するリユースプラットフォーム (※) の活用促進
- リユースへの意識や行動変容の促進

※リユースプラットフォームとは、不要品を譲渡・売却したい個人と、引取・買取を行う事業者等をオンライン上でマッチングするサービスです。

(2) 多様な資源回収のさらなる推進

① 資源回収の強化

令和5年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには29.6%、不燃ごみには10.1%の資源物(プラスチックや紙類など)が含まれています。これらを「ごみ」ではなく、「資源」として排出することにより、一層のごみ減量が期待できることから、特に割合の大きいプラスチックや紙類の分別強化に重点的に取り組みます。

また、新たな品目のリサイクルについても、他の自治体の状況や費用対効果、区民の利便性等を踏まえ総合的に検討していきます。

集積所からの資源の持ち去り対策を継続するとともに、不燃ごみや粗大ごみの持ち去り対策にも取り組んでいきます。

■事業例

- プラスチック分別回収の強化【重点】
- 雑がみの回収強化【重点】
- リサイクル回収品目や回収場所の拡充の検討
- 資源等持ち去り防止パトロール
- 古着の回収
- 粗大ごみ・不燃ごみピックアップ回収
- 小型家電リサイクル
- 廃食用油のリサイクル

② 自主的な活動への支援

集団回収は、区民の皆様が自主的にグループを作り、家庭から排出される新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源を回収し、大田区に登録した資源回収事業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環につなげる活動です。循環型社会の実現に向けた区民の皆様による実践行動であり、区は、協働を推進する立場から引き続き支援していきます。

■事業例

- 自治会・町会や集合住宅等への集団回収実施の働きかけ
- 集団回収団体及び回収事業者への支援

資源はどんなものに生まれ変わる？

2R（リデュース、リユース）に取り組んだ上で、「ごみ」と「資源」をきちんと分別することが大切です。リサイクルで「資源」は新しく生まれ変わります！



(3) 食品ロス削減の推進【重点】

食品ロスを削減するためには、一人ひとりが意識を高め、自ら行動することが重要です。例えば、消費者庁が公表している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第2次）」（令和7年3月）で推奨されている、買い物の際の「てまえどり」の実践や、フードシェアリングサービスの活用による売りきりの工夫等、消費者や食品関連事業者等それぞれの役割と行動に則した取組を推進します。

■事業例

- 大田区食べきり応援団
- 食品ロスに関する出前授業
- 食品ロス削減月間キャンペーン
- フードドライブ
- 地産地消型未利用食品マッチング
- 民間事業者と連携した新たな取組の検討

5 食品ロスを減らすには？

消費期限と賞味期限って？

◆消費期限と賞味期限

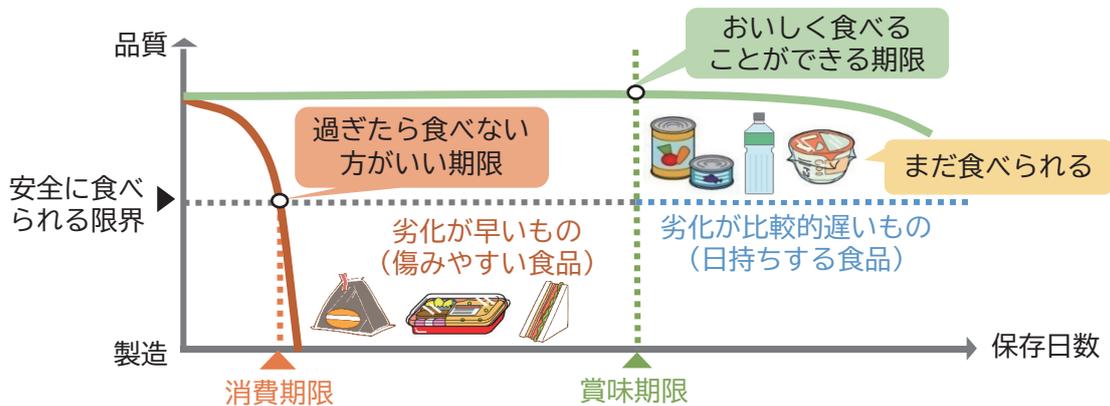
食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類あります。その違いを正しく理解して、買い物や保存等を適切に行いましょう。なお、一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べきってください。

●消費期限

表示の「年月日」まで「安全に食べられる期限」のことです。傷みやすい食品に表示されています。

●賞味期限

表示の「年月日」まで「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。日持ちする食品に表示されています。賞味期限が過ぎても、すぐに廃棄せずに自分で食べられるかを判断することも大切です。



残さず食べましょう

日本の食品ロスの約半分は、食品関連事業者から出ています。食品ロスの要因を把握し、各事業所でできる対策や取組を進めていきましょう。

●飲食店での食べきり等の工夫

小盛りメニューなど要望に応じた量の提供や、宴会メニューは相談して決めるなど、工夫しましょう。また、宴会では、最初の30分と最後の10分は皆で食べる時間を設ける「3010(さんまるいちまる)運動」を働きかけましょう。

3010(さんまるいちまる)運動のイメージ





3Rを徹底した上で、ごみとして処理しなければならないものについては、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、適正に処理します。

区は、区民や事業者等の皆様に適正排出を促すとともに、安定的・効率的にごみを収集します。

ごみの中間処理は清掃一組により23区が共同処理し、最終処分は23区及び清掃一組が東京都に委託していることから、引き続き、関係団体との連携・協働を進め、環境への負荷が最小限になるように中間処理・最終処分を行います。

また、自然災害発生時などにおいても、生活環境や公衆衛生を維持するため、適正に収集・運搬、処理を行うことができる体制を整えます。

(1) 適正なごみ・資源の排出の推進

① 適正排出の促進

区民の皆様に、ごみを適正に排出していただくため、区の職員が集積所を巡回し、利用者の方との直接対話による「ふれあい指導」を行っています。また、不動産会社等と連携し、管理人のいない集合住宅への指導をしています。さらに、不適正排出や不法投棄が著しい集積所については、指導を強化した上で、必要に応じて防犯カメラを設置するなどの対策を行います。

高齢者・障がい者でごみ出しが困難な世帯に対しては、職員が直接自宅までごみの収集（戸別収集）に伺います（一定の要件を満たす必要があります）。

■事業例

- ふれあい指導
- 管理人のいない集合住宅への指導強化
- 集積所防犯カメラの設置
- 戸別収集や粗大ごみ運び出し収集

② 集積所の美化の推進【重点】

防鳥ネット（立体型を含む）の貸し出し、管理が十分に行き届かない集積所などの美化を推進します。

■事業例

- 防鳥ネット（立体型を含む）等の貸し出し
- 美化に関する看板の設置等による啓発

③ 事業系ごみの適正排出

事業系ごみは、廃棄物処理法に基づき排出事業者が自己処理することが原則です。区収集を利用している事業者のうち、一定のごみ量を継続的に排出する事業者に対しては、一般廃棄物

処理業の許可を受けている業者（以下「一般廃棄物処理業者」といいます。）への委託を促すための指導を行います。

区収集を利用する事業者に対しては、適正排出及び事業系有料ごみ処理券の貼付を促します。一般廃棄物処理業者に対しては、許可更新時等において立入指導などを行っています。

■事業例

- 一般廃棄物処理業者による委託収集の促進
- 適正排出に向けた指導

コラム

⑥

清掃事務所作業員インタビュー

Q. 収集作業にあたり、体調はどのように管理していますか。

A. 収集作業は、車両の乗り降りや重いごみを繰り返し持ち上げるなど、膝や腰に負担が生じます。私は、職場での腰痛予防体操をはじめ、普段からウォーキングやマシントレーニングなどをして筋力を維持し、けがをしないよう気をつけています。

Q. 収集作業をしていて、大変だと感じることは何ですか。

A. 悪天候や真夏の炎天下での収集作業は、けがや熱中症などのリスクが高まるため大変だと感じます。

Q. 収集作業をしていて、一番嬉しいことは何ですか。

A. 区民の方から「ありがとうございます。」「ご苦労さま。」と労いの声をかけてもらう時です。社会インフラを支える重要な仕事だとやりがいを感じます。

Q. 区民の方をお願いしたいことはありますか。

A. 皆様の地域をきれいにするため、また、安全で迅速な収集作業のため、ごみ・資源の分別と排出マナーにご理解、ご協力をお願いします。



正しい分別のご協力をお願いしますね～



©大田区

(2) 安定的な収集・運搬体制の構築

集積所に排出されたごみ・資源については、安定的に収集・運搬できる体制を整備します。
近年、火災の発生原因として特に問題になっているリチウムイオン電池等について、収集・運搬体制を構築、拡充するとともに、正しく排出されるよう広報・啓発を強化します。

■事業例

- 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正な収集・運搬、処理【重点】
- 安定的な収集体制の維持
- 効率的なルート設定
- 有害廃棄物（水銀等）への対応

コラム

⑦

リチウムイオン電池火災が起きています！

小型充電式電池（リチウムイオン電池等）を可燃ごみ、資源、プラスチックに混ぜて排出してしまうと、重大な事故の原因になります。

ひとたび火災が発生すると、収集車やごみ処理施設の復旧などのために、多くの時間と多額の費用がかかります。このような事態を防ぐためには正しい分別が大変重要です。



中防不燃ごみ処理センター
(令和2年11月) ※



粗大ごみ破碎処理施設
(令和5年11月) ※



区内の中間処理施設で発火した
リチウムイオン電池
(令和7年10月)

※出典：東京二十三区清掃一部事務組合



ごみの運搬中に発生した車両火災
(令和2年8月)

(3) 清掃一組・東京都と連携した中間処理・最終処分等の実施

区及び一般廃棄物処理業者が収集したごみは、清掃工場など清掃一組のごみ処理施設で中間処理を行います。中間処理後の焼却灰等については、清掃一組がセメント原料化等を行うほか、東京都に委託して最終処分します。

ごみ減量施策の中には、23区が清掃一組と連携した上で、統一的に実施した方が高い効果を得られるものもあります。23区全体で共同して中間処理を行っているという特徴を踏まえ、他区と連携・協力しながら、新たな施策の実現に向けた検討を進めます。

区内には、建て替えの時期を迎える清掃工場があります。ごみの中間処理を行う清掃工場の安定的な運営には、地元区民・事業者等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。区は清掃一組とともに清掃工場運営協議会等を定期的で開催し、地元の意見を清掃工場の運営に反映できるよう調整を行っています。

■事業例

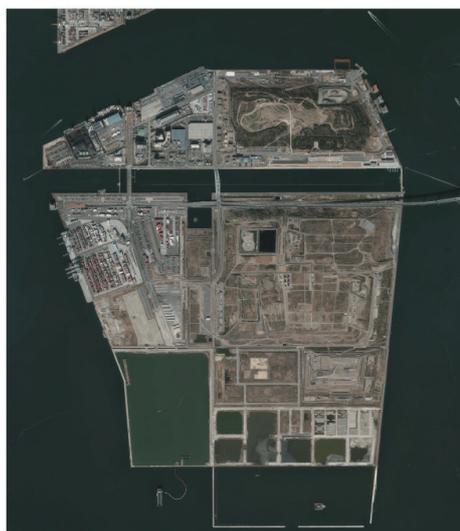
- 23区で連携した新たなごみ減量施策の検討
- 清掃一組による共同処理
- 清掃工場運営協議会等の運営
- 東京都への最終処分の委託

コラム

⑧

ごみが捨てられなくなる？

焼却した可燃ごみの灰の一部や、資源を回収した後の不燃ごみ・粗大ごみは、東京湾にある埋立処分場に埋め立てています。現在、埋立作業が行われている「新海面処分場」は、23区最後の埋立処分場です。残された埋立処分場を1日でも長く使うためには、ごみの減量が重要です。



中央防波堤埋立処分場

写真提供：東京都環境局

(4) 自然災害への対応【重点】

首都直下地震等の大規模地震や、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害等が発生した際に生じる大量の廃棄物について、迅速かつ適正に収集・運搬、処理するための備えを強化することが重要です。

令和2年3月に策定した「大田区災害廃棄物処理計画」では、平常時の備えや、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の基本的な事項などを定めています。近年の本区や他自治体における災害廃棄物処理の事例を教訓として活かし、実効性を一層高めていきます。

■事業例

- 大田区災害廃棄物処理計画の具現化
- 台風やゲリラ豪雨等、水害により生じる廃棄物の迅速処理
- 関係機関・団体等との連携
- 災害時の分別に関する分かりやすい広報

コラム

⑨ 災害時のごみの出し方は？

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。大田区においても、令和7年9月11日の豪雨により大きな被害を受けました。

災害により発生したごみであっても、分別することが復旧への近道となります。適正な分別にご協力をお願いいたします。



令和7年9月11日大田区豪雨により排出された災害廃棄物

災害時にもごみの分別排出へのご協力をお願いはね～



©大田区

3 協働の推進



3 R + Renewable や適正処理を推進するためには、区民や事業者等の皆様のご協力が欠かせません。特に、発生抑制、再使用の取組の主体は、区民・事業者等の皆様であり、区にはこれを支援する役割があります。ごみの減量や適正排出等に関する情報を様々な媒体を通じて発信するとともに、大田区清掃・リサイクル協議会やふれあい指導等を通じて、区民や事業者等の皆様の意向を把握するとともに、ともに課題を考え、解決策を実践していくことにより、各施策や事業を一層力強く推進します。

(1) 環境教育・環境学習の推進

豊かな地球環境を継承していくためには、大人はもちろん、未来を担うこどもたちも含め、幅広い世代の皆様が環境意識を高めていくことが重要です。区は、皆様がより一層環境に関心を持ち、3 R 行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境教育や環境学習を推進します。

■事業例

- 環境問題に対する学びの機会の提供
- 環境学習ツール（冊子・リーフレット・動画・リンク集）の作成
- 資源循環学習教室の開催
- 小学校環境教育副読本の作成
- 「地球にやさしいまちづくりポスター」を清掃車に掲示し P R
- 自治会・町会等への出前講座
- イベント参加による P R



環境学習（ごみの積み込み体験）



「地球にやさしいまちづくりポスター」清掃車 P R



環境学習（小学校への出前授業）

(2) 区民・事業者等の皆様への働きかけ

① 情報交換の推進

区からの一方的な情報提供だけでなく、大田区清掃・リサイクル協議会などを通じて、区民・事業者等の皆様との情報交換を行い、清掃・リサイクル事業に反映させます。

■事業例

- 清掃・リサイクル協議会の運営
- 地域力推進地区委員会との連携

② 事業系ごみの減量及び資源化の推進

事業系ごみは、事業者自らが処理を行っていただくことを原則としています。事業用大規模建築物については、毎年、再利用計画書の提出を義務付けており、これに基づいた指導を継続します。集積所を利用している事業者に対しては、ごみ集積所におけるふれあい指導等を通じて、ごみ・資源を決められた日に排出するように促します。

区は、「大田区事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰制度」を設けています。自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の皆様の表彰を引き続き行います。

■事業例

- 事業者への啓発
- 優良事業者表彰
- 廃棄物管理責任者講習会の開催

(3) 区による率先行動

区民や事業者等の皆様へライフスタイルや事業活動の転換を働きかけるにあたり、区も自ら率先して庁舎から排出されるごみの減量や資源の分別に係る取組を推進します。

■事業例

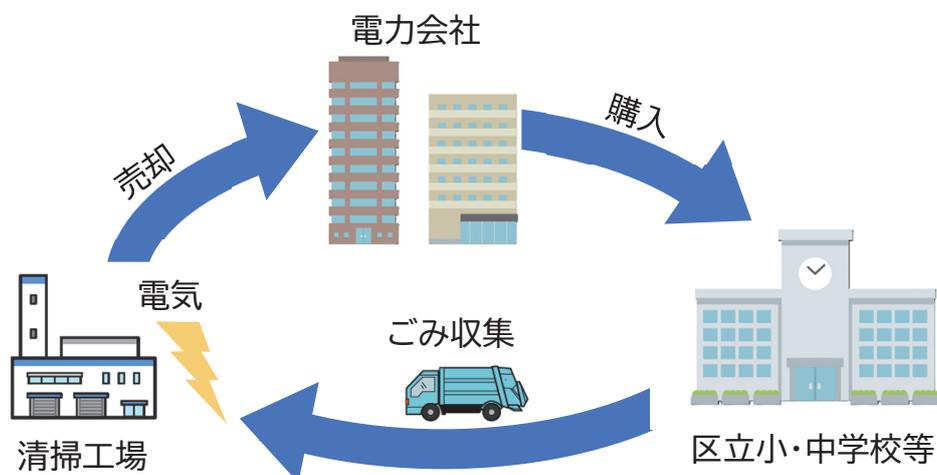
- ペーパーレス化の推進によるコピー用紙の削減
- ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル

“ごみ” から電気が生まれている？

電気は、私たちの暮らしになくてはならないものです。

東京 23 区内にある清掃工場では学校や家庭などで排出されたごみを燃やし、その熱で発電しています。化石燃料を燃やす代わりに、ごみの“焼却熱”を有効利用しているため地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生が少ない電気です。

区立小・中学校等で使用する電気に“ごみから発電した電気”を使用することにより、脱炭素社会の実現に寄与しています。



前記1～3の具体的な施策に加え、各施策に共通して推進すべき事項を「共通施策」としてまとめます。共通施策は、「普及啓発」と「DXの推進」です。

〔普及啓発〕 本計画の基本理念である持続可能な循環型社会を実現するためには、区民・事業者等の皆様のご協力が必要です。そのためには、あらゆる手段を活用した継続的な普及啓発が極めて重要であるという点から、共通施策として設定します。

〔DXの推進〕 社会全体でデジタル技術が加速度的に進展する中、清掃・リサイクル分野においても、これを活用していくことが必要です。生産性の向上及び区民の皆様の利便性の向上に向け、デジタル技術を最大限に活用していく点から、共通施策として設定します。

(1) 普及啓発

区民や事業者等の皆様に意識改革と行動変容をしていただくためには、必要な情報が正確に伝わるのが重要です。清掃・リサイクル分野は、ごみや資源の量を数値で表現しやすいという特徴を活かし、データを活用した普及啓発の取組を強化します。

また、近年特に外国人の人口が増加していることを踏まえ、外国人居住者に対するごみの分別、減量等の普及啓発を強化します。

■事業例

- データの見える化による行動変容の促進【重点】
- 多言語対応を含めた外国人向けの広報強化【重点】
- 多様なツールを活用した情報発信
- ごみの適正排出に向けた情報発信

(2) DXの推進

大田区基本計画（令和7年3月策定）では、「8年後の大田区」として「デジタル技術を活用した利便性の高いまち」を掲げています。区民の皆様の生活に直結する清掃・リサイクル分野においてDXを進めることは、暮らしの利便性に大きく寄与できるため、手続きのオンライン化等の取組を着実に推進します。

また、ごみや資源の収集等に関するニーズが多様化する中、限られた人員と車両で質の高いサービスを維持していくために、デジタル技術の力を最大限に活用していきます。

■事業例

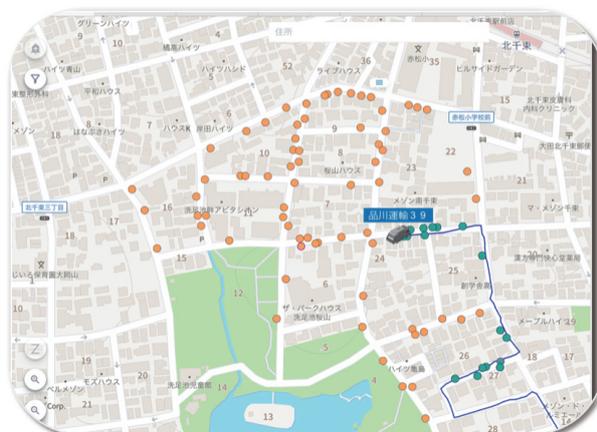
- 手続きのオンライン化の推進【重点】
- デジタルを活用した収集体制の整備【重点】
- DXによる組織間連携の強化

⑪ 運行管理システムって？

プラスチック回収車両および一部資源回収車両にタブレット端末を搭載

- ・GPS 機能によってリアルタイムで作業進捗が確認可能になりました。
- ・集積所や交通情報の共有により作業を安定的に行うことができます。
- ・運行実績に基づく検証により、必要な車両台数を精査できます。

緑色が回収済みの集積所、オレンジ色が未回収でこれから回収に向かう集積所を表しています。



運行管理システムは、東京都の「将来性ある先進的的事业」に選定され、令和7年12月24日に開催された「Tokyo 区市町村 DXaward 2025 (業務改善部門)」にて優秀賞を受賞しました。



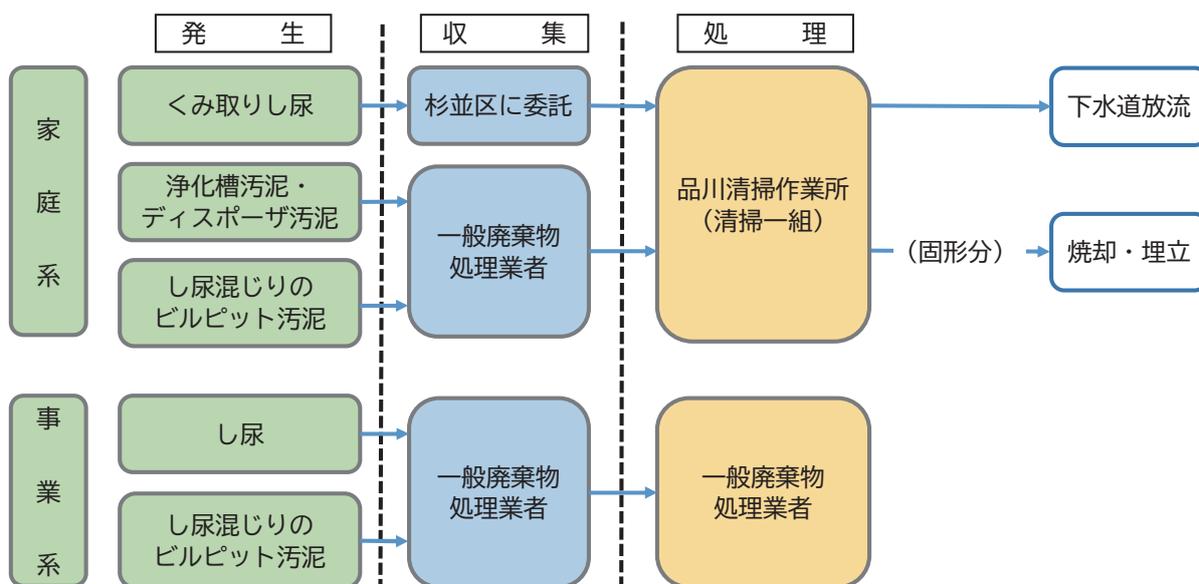
1 現状

大田区の下水道普及率は、ほぼ100%となっており、令和7年3月31日現在で、くみ取り戸数が17世帯、浄化槽設置基数が17基と、年々、減少傾向にあります。一方で、ディスポーザ排水処理システム（※1）を設置した集合住宅が増加しています。

一般家庭のくみ取りし尿は、収集作業を委託し、清掃一組の施設で処理しています。一般家庭の浄化槽汚泥・ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥（※2）は、一般廃棄物処理業者が収集し、清掃一組の施設で処理しています。事業活動に伴って生じたし尿、及び、し尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集・処理しています。

清掃一組の施設では、固液分離、脱水等の処理を行い、水分は下水排水基準内に希釈して下水道に放流、固形分は焼却して埋め立てています。

図表6-1 生活排水の処理フロー



※1 ディスポーザとは、キッチンの排水口の下に設置し、生ごみを粉碎して排水管に流す装置です。ディスポーザ排水処理システムとは、ディスポーザで粉碎した生ごみを含む排水を排水処理装置で処理してから下水道に流すものです。

23区で使用できるものは、（公社）日本下水道協会による規格適合評価及び製品認証を受けたものに限られます。

※2 一般家庭のビルピット汚泥とは、もっぱら居住用の建築物から排出されたもので、区長の承認を受けたものに限られます。

2 基本方針

- 基本方針1 排出源での水環境への負荷を軽減します。
- 基本方針2 適正かつ効率的に収集・処理します。

3 施策

(1) 水環境への負荷の軽減

- し尿をくみ取りしている一般家庭については、下水道への接続を促進します。
- 浄化槽については、浄化槽が適正に機能するよう、浄化槽管理者に対して定期清掃等の情報を提供し、指導します。
- 下水道に流れた廃食用油は、下水道管内で冷えて固まり下水道管の詰まりや悪臭の原因となります。豪雨災害時には、それらが原因で被害の拡大や水環境の悪化が懸念されます。そのため、廃食用油のリサイクルや、適正な出し方について啓発します。

(2) 適正かつ効率的な収集・処理

- し尿をくみ取りしている一般家庭については、対象戸数の減少にあわせて適切なサービス水準を維持しながら、効率的な収集を進め、清掃一組で処理します。
- 一般家庭の浄化槽汚泥・ディスプレイ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥は、保守点検等の維持管理に関する指導をしながら、一般廃棄物処理業者が収集し、清掃一組で処理します。
- 事業活動に伴って生じたし尿、及び、し尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集・処理します。

令和7年度「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール

【 最 優 秀 賞 】

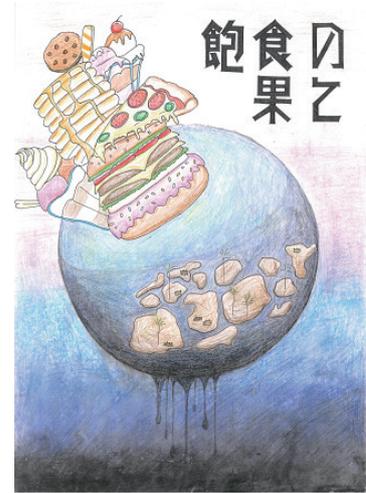
小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学校の部



【 優 秀 賞 】

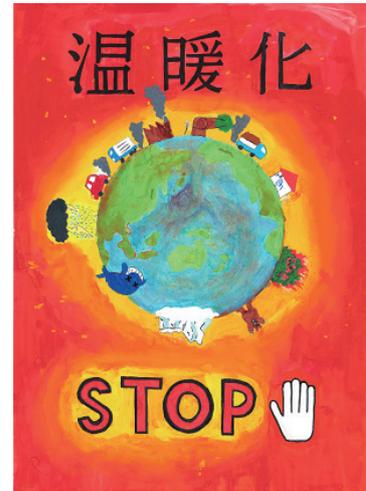
小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学校の部



令和8年（2026年）3月

発行 大田区 資源環境部ごみ減量推進課
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電話：03-5744-1628（直通）
FAX：03-5744-1550

「分ければ資源 まぜればごみ」
だぴょん！！



© 大田区